

A2 : 100%  
A3 : 70.7%縮尺

# R 6 企総管 総合管理推進センター 照明設備等改修工事

図番	図面名称	縮尺	図番	図面名称	縮尺
共-01	営繕工事共通仕様書(1)	NON	E-14	1階 電灯設備図 (改修後)	1/100
共-02	営繕工事共通仕様書(2)	NON	E-15	2階 電灯設備図 (改修後)	1/100
共-03	営繕工事共通仕様書(3)	NON	E-16	3階 電灯設備図 (改修後)	1/100
共-04	営繕工事共通仕様書(4)	NON	E-17	4階 電灯設備図 (改修後)	1/100
共-05	営繕工事共通仕様書(5)	NON	E-18	5階 電灯設備図 (改修後)	1/100
共-06	営繕工事共通仕様書(6)	NON	E-19	PH階 電灯設備図 (改修後)	1/100
E-01	電気工事仕様書(1)	NON	E-20	放送設備 システム図・姿図(1) (参考)	NON
E-02	電気工事仕様書(2)	NON	E-21	放送設備 システム図・姿図(2) (参考)	NON
E-03	配置図・付近見取り図	1/200 NON	E-22	放送設備 システム図 (改修前・改修後) (参考)	NON
E-04	既設照明器具表 (改修前)	NON	E-23	1階 放送設備図 (改修前)	1/100
E-05	照明器具姿図 (改修後) (参考)	NON	E-24	5階 放送設備図 (改修前)	1/100
E-06	B1階 電灯設備図 (改修前)	1/100	E-25	1階 放送設備図 (改修後)	1/100
E-07	1階 電灯設備図 (改修前)	1/100	E-26	2階 放送設備図 (改修後)	1/100
E-08	2階 電灯設備図 (改修前)	1/100	E-27	3階 放送設備図 (改修後)	1/100
E-09	3階 電灯設備図 (改修前)	1/100	E-28	5階 放送設備図 (改修後) (参考)	1/100
E-10	4階 電灯設備図 (改修前)	1/100	E-29	工事工程表 (参考)	NON
E-11	5階 電灯設備図 (改修前)	1/100	E-30	支障物件確認図	1/200
E-12	PH階 電灯設備図 (改修前)	1/100			
E-13	B1階 電灯設備図 (改修後)	1/100			

工事名：R 6 企総管 総合管理推進センター 照明設備等改修工事

## 営繕工事共通仕様書

### I. 工事概要

- 工事名称

R6企総管 総合管理推進センター 照明設備等改修工事

- 工事場所

徳島市新蔵町1丁目

- 建物概要

建物名称	総合管理推進センター
構造・規模	RC造 地上5階・地下1階
敷地面積	1, 228. 00(m2)
延床面積	3, 550. 69(m2)
消防法施行例別表第1の区分	15項

- 工事種目

種目	工事概要
電灯・コンセント設備	図示照明器具をLED照明へ変更する工事一式
通信・情報設備	図示放送設備を更新する工事一式
撤去工事	図示既設照明器具及び放送設備の撤去工事一式

- その他

本工事は、資材価格高騰に対する特例措置について(令和4.12.9建設第686号)に基づく特例措置の対象工事である。

- 

- 

### II. 営繕工事共通仕様書

- 適用基準

図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。

- 公共建築工事標準仕様書(建築工事編) 令和4年版(以下「標仕」という。)
- 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) 令和4年版
- 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) 令和4年版
- 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) 令和4年版(以下「改標仕」という。)
- 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) 令和4年版
- 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) 令和4年版
- 木造建築工事標準仕様書 令和4年版
- 建築物解体工事共通仕様書(令和4年版)・同解説 令和5年版
- 建築工事標準詳細図 令和4年版(以下「標準図」という。)
- 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編) 令和4年版
- 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編) 令和4年版
- 敷地調査共通仕様書 令和4年版

また、次の図書(国土交通大臣官房官庁営繕部監修)を参考とする。

- 建築工事監理指針 令和4年版(以下「監理指針」という。)
- 建築改修工事監理指針 令和4年版
- 電気設備工事監理指針 令和4年版
- 機械設備工事監理指針 令和4年版

- 優先順位

設計図書の優先順位は、次の順とする。

- 質問回答書(②から⑤に対するもの)
- 補足説明書
- 特記仕様書(営繕工事共通仕様書を含む)
- 図面
- 公共建築工事標準仕様書等

- 工事実績データの登録

① 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス(コリンズ)に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。

- 受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。
  - 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。
  - しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。
  - 訂正時は、適宜とする。
- なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。
- ② 受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。
- なお、変更時としゅん工時の間が14日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

- 工程表

受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後14日(土曜日、日曜日、祝日等を除く。)以内に提出すること。

- 工事の着手

受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。

なお、工事開始日とは、契約書に明示した着工の日(特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあつては、その日)をいう。

工事名：R 6 企総管 総合管理推進センター 照明設備等改修工事

- 

- 施工計画書等

① 施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員に提出し、監督員の承諾を受けること。

② 上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。

③ 施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。

- 下請負人の選定

① 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額(設計金額)が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。

② 受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。(なお、有資格業者とは、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱(昭和58年1月18日徳島県告示第50号)第5条の規定により参加資格の認定を受けた者をいう。)

- 

- 

- 

8. 施工体制台帳及び施工体系図

- 施工体制台帳の作成

受注者は、下請契約(以下の(3)及び(4)の場合を含む。)を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書(以下「施工体制台帳」という。)を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。

- 施工体系図の作成及び揭示

受注者は、下請契約(以下の(3)及び(4)の場合を含む。)を締結した場合は、各下請負者の施 工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

- 

- 

③ 警備業者の記載

受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

- 運搬業者の記載

受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を配置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

- 施工体制台帳及び施工体系図の提出

受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。ただし、提出日について、監督員が承諾したときはこの限りではない。

- 再下請負通知書を提出する旨の書面の揭示

受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。

- 

- 

- 

9. 電気保安技術者等

① 電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。

- 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。
- 一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。

② 工事に用電力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、監督員に報告すること。

- 

- 

10. 施工中の安全確保

① 工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。

② 工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。

③ 工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。

④ 工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱(令和元年9月2日付け国土交通省告示第496号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第3号)その他関係法令に従い適切に処理すること。

⑤ 受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。

⑥ 地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。

⑦ 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう、受注者の負担でその都度補修又は補償すること。

⑧ 受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。

⑨ 受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。

⑩ 受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。

⑪ 受注者は、トラック(クレーン装置付)を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。

⑫ 休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。

⑬ 受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。

⑭ 受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。

⑮ 仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。

⑯ 上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階(天井)のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。

⑰ 受注者は、足場を設置する場合は組立、解体時において、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある巾木やメッシュシート等の資機材については、足場の上に仮置きせず、設置又は荷下ろしするまでは、番線等により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。

⑱ 作業にあたって労働災害、公衆災害の事故リスクと対応方法について監督員と協議すること。

⑲ 既設配管等を破損させた場合の停電、断水等の影響範囲及び破損防止のための対策について関係者と協議すること。

⑳ 事故により、停電、断水等が発生することを考慮し、施設休業日に作業するなど、作業日を施設管理者と協議すること。

㉑ 給水管近傍の作業で給水管を破損する恐れがある場合は、給水バルブの止水状況を確認するとともに、事故による漏水に備えて直下階や近傍の重要備品について養生や移設について協議すること。

- 交通安全管理

- 輸送災害の防止

受注者は、工事に車両による土砂、工事に資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物

に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。

工事名：R 6 企総管 総合管理推進センター 照明設備等改修工事

- ② 過積載による違法運行の防止  
受注者は、過積載による違法運行の防止に関し、特に次の事項について留意し、下請負業者を指導すること。
  - ・積載重量制限を超えた土砂等の積込みは行わないこと
  - ・さし枠装備車、不表示車は使用しないこと
  - ・過積載車両、さし枠装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと
  - ・建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと
  - ・過積載による違法通行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある

## 12. 発生材の処理等

- ① 発生材の処理等は、次により適正に行う。
  - 1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。
  - 2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。
  - 3) 産業廃棄物の種類ごとの処分場については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「産業廃棄物の処理」又は「発生材の処理等」による。
  - 4) 建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「建設発生土の処理」による。
  - 5) 解体前に、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば、監督員の指示に従うこと。
  - 6) 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。
  - 7) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調査(様式3)、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調査を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。

- ② アスベスト
  - 1) 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。

既存の分析調査結果の貸与 ( あり ・ **なし** )
  - 2) 事前調査を公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)15.1及び大気汚染防止法より行うこと。
    - ・結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。
    - ・調査結果は3年間保存すること。
    - ・調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。
    - ・分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-1によること。
  - 3) 表示、掲示は次のとおり行うこと。
    - ・事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。
    - ・「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。
    - ・作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。
    - ・喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。

## ③ 建設リサイクル法通知済証の掲示

受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの)においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかなければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出すること。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給するとする。

- ④ 資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。 )及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下「建設リサイクル法」という。 )に基づく対応は、以下のとおり行うこと。

- 1) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業者を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第19号)第8条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事(以下「一定規模以上の工事」という。 )において、コンクリート(二次製品を含む。 )、土砂、碎石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、(一財)日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム(以下「COBRIS」という。 )により再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。
- 2) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業者を行う者の指定副産物に係るの促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第20号)第7条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。
- 3) 受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示(デジタルサイネージによる掲示も可)すること。
- 4) 受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。
- 5) 受注者は、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出すること。
- 6) 受注者は、上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。
- 7) 受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力すること。ただし、パーヅン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。

- ⑤ 受領書の交付  
受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

## ⑥ 再生資源利用促進計画書を作成する上での確認事項等

受注者は、再生資源利用促進計画書の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画書に添付し監督員に提出するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

## ⑦ 建設発生土の運搬を行う者に対する通知

受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするとき、特記に土工事の記載 がある場合は「建設発生土の処理」に定められた事項等(搬出先の名称及び所在地、搬出量)と、前項で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

## ⑧ 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画書に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画書に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員に写しを提出しなければならない。

## 13. 材料・製品等

- ① 本工事に使用する建築材料、設備機材等(以下「建材等」という)は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。
- ② 受注者は、建材等の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された工種別施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。なお、各専門特記仕様書中、「評価名簿による」と記載されているものは、一般社団法人公共建築協会発行の「建築材料等評価名簿(最新版)」及び「設備機材等評価名簿(最新版)」記載品を指すものとする。

## ③ 県産木材の原則使用

- 1) 受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。

工事名：R 6 企総管 総合管理推進センター 照明設備等改修工事

- 2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。
  - (a) 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材
  - (b) (a)以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材
- 3) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、 県産木材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。
- 4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証 明書」の写しより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。
- 5) 県内の森林から直接調達するなど、前項より難しい場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。

- ④ 製材等(製材、集成材、合板、単板積層材)、フローリング、再生木質ボード(パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板)については、合法性に係る確認(「産地認証」及び「品質認証」を含む。)が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月 1日より前に採伐業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。

- ⑤ 標仕等に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。

- ⑥ 県内産資材の原則使用  
1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。

- 2) 受注者は、木材以外の建設資材について、県内産資材であることの別を施工計画書に記載するものとする。また、請負代金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。

県内産資材(次のいずれかに該当するもの) <ul style="list-style-type: none"><li>・材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品</li><li>・徳島県内の工場で加工、製造された製品</li></ul> (注) <ul style="list-style-type: none"><li>・部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品(二次製品)であれば県内産資材として取り扱う。</li><li>・県内企業が県外に立地した工場(自社工場)で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。</li><li>・公共建築工事標準仕様書その他関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。</li></ul>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## ⑦ 県内企業調達建材等の優先使用

受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等(以下、「県内企業調達建材等」という。 )を優先して使用するよう努めなければならない。また、県内企業調達建材等の別を工種別施工計画書に記載するものとする。

なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を工種別施工計画書に記載し、監督員の承諾を得なければならない。

## ⑧ 県内産再生砕石の原則使用

受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項に基づく許可を有する施設(同法第15条の2の6第1項に基づく変更の許可において同じ。 ))で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。

## ⑨ アスファルト舗装の材料

受注者は、加熱アスファルト混合物を使用するときは、原則として、「徳島県土木工事用生アスファルト合材の品質審査要綱」に基づき工場認定を受けた県内の工場から出荷された合材を原則として使用しなければならない。

## 14. 化学物質を発散する建築材料等

本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の①から⑤を満たすものとする。

- ① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上塗材は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- ② 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- ③ 接着剤は、フタル酸ジ-*n*-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- ④ 塗料(塗り床を含む)は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- ⑤ ①、③及び④の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

## 15. 施工

- ① 設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、標仕記載の「疑義に対する協議等」による。
- ② 工事現場に監督員は常駐できないので、疑問点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向した時、又は監督員へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。
- ③ 品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施すこと。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとること。
- ④ 施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。
- ⑤ 本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書類等を監督員に提出すること。
- ⑥ 設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。
- ⑦ 試験等によらなければ確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。

## 16. 建設機械等

- ① 排出ガス対策型建設機械  
本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設省経機発第249号 最終改正 平成14.4.1国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型式等が分かる写真を監督員に提出するものとする。

## ② 低騒音・低振動型建設機械

本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程(国土交通省告示 平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型式等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。

## ③ 特定自主検

本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)の写しを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。

## ④ 不正軽油の使用禁止

受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法(昭和 25年法律第226号)に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。また、受注者は、県の徴税吏員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。

工事名：R 6 企総管 総合管理推進センター 照明設備等改修工事

#### 17. 遠隔臨場の試行

- ① 受注者は、当初請負対象金額(設計金額)が税込7千万円未満の場合において、遠隔臨場の実施を希望する場合は、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施することができる。
- ② 受注者は、当初請負対象金額(設計金額)が税込7千万円以上の場合において、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施しなければならない。

#### 18. 工事看板等

- ① 工事現場には、工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。
- ② 受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を購入した場合、受注者は、工事完了後「任意仮設における県内産木材購入実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。
- ③ 受注者は、監督員から渡される「技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するポスター(A3)」を現場関係者が見やすい場所に掲げるとともに、掲示状況を工事写真として提出しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する工事は対象外とする。
  - ・区画線工事、舗装工事、標識設置工事、照明灯工事
  - ・当初請負金額が200万円未満の工事

#### 19. 仮設トイレ

受注者は仮設トイレを設置する場合、次のとおりとしなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。

- ① 当初請負対象金額(設計金額)3千万円未満の工事  
原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(快適トイレ)」を設置しなければならない。
- ② 当初請負対象金額(設計金額)3千万円以上の工事  
原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(快適トイレ)」を設置しなければならない。

受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

(注)洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。

(注)快適トイレとは、洋式トイレのうち、防災対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

#### 20. 設計変更箇所確認

設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者ととも定期的に確認すること。また、工事しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者ととも、書面により確認すること。

#### 21. 工事検査及び技術検査

- ① 次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。

当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事
3千万円未満	—	1回
3千万円以上5千万円未満	—	2回
5千万円以上1億円未満	1回	2回
1億円以上	2回	3回

(注)低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。

(注)一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。

- ② 中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、締結後速やかに監督員と協議すること。
- ③ 中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。
- ④ 基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間を実施する。
- ⑤ 外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現認ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施にて監督員と協議すること。

#### 22. 完成図等

- ① 電子納品：対象
- ② 受注者は、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」とすること。
- ③ 提出書類
  - ・竣工図(製本3部、電子データ2部)(サイズ:監督員の指示による)
  - ・工事写真(電子データ2部)
  - ・使用材料一覧表(竣工図表紙裏面に貼付、電子データ2部)
  - ・保全に関する資料
  - ・その他監督員が指示する図書(必要部数)
- ④ しゅん工図は関係図面(データ貸与)を修正して作成すること。しゅん工図データは、関係図面(データ貸与)を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びリジナル形式をCD-R等に保存する。
- ⑤ 工事写真の電子データは完成写真、着事前、資機材、施工状況の順に整理する。完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部出来形が写真で的確に確認できること。
- ⑥ 工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。

区 分	サ イ ズ
着 手 前	カラー、手札版又はサービスサイズ
施 工 中	カラー、手札版又はサービスサイズ
完成写真	カラー、手札版又はサービスサイズ
- ⑦ 工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家によらないものとする。
- ⑧ 既存埋設管等の状況について、現場と図面の相違が発覚した場合は竣工図に反映させること。

#### 23. デジタル工事写真の黒板情報電子化

- ① 受注者は、デジタル工事写真の黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の黒板情報電子化対象工事(以下「対象工事」という。)とすることができる。
- ② 対象工事は、徳島県CALS/EOホームページ掲載の「デジタル工事写真の黒板情報電子化の運用について(県土整備部)」に記載された全ての内容を適用することとする。

#### 24. 火災保険

本工事の着手に際し、火災保険等(火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。))を請負額に応じて付保する。(標準請負契約約款 第55条)

- ① 対象物  
工事目的物及び工事材料(支給材料を含む)について付保する。
- ② 保険外工事  
次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。
  - ・杭及び基礎工事
  - ・コンクリート躯体工事
  - ・屋外付帯工事
  - ・その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合(外壁補修工事等)

工事名：R 6 企総管 総合管理推進センター 照明設備等改修工事

- ③ 付保する時期及び金額  
鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当 額を付保する。
- ④ 保険終期  
工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する。
- ⑤ その他
  - ・付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。
  - ・建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。

#### 25. 公共事業労務費調査

- ① 当初請負対象金額(設計金額)が税込1,000万円以上の工事において、公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し調査団体に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- ② 調査票等を提出した事業者を調査団体が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- ③ 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。
- ④ 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には受注者は、当該下請工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む)が前述と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

#### 26. 暴力団からの不当要求又は工事妨害の排除

- ① 受注者は、工事の施工に関し、暴力団等からの不当要求又は工事妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合(②に規定する場合は、下請負人から報告があったとき)には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署に届け出なければならない。
- ② 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合、下請工事の施工に関して下請負人が暴力団等からの不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告することを義務付けなければならない。
- ③ 受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。
- ④ 受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に工事が完成しないと認められる場合は、「徳島県公共工事標準請負約款」(以下「約款」という。)第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。
- ⑤ 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
- ⑥ 受注者は、前項被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、約款第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。

電気工事仕様書

- I. 工事名  
R6企総管 総合管理推進センター 照明設備等改修工事

- II. 工事箇所  
徳島市新蔵町1丁目

III. 建物概要

建物名称	総合管理推進センター	構造	RC造	階数	地上5階・地下1階
建築基準法による延床面積(㎡)	3,550.69㎡	消防法施行令別表第1の区分	15項		

IV. 工事種目

種目	工事概要
受変電設備	
自家発電設備	
電灯・コンセント設備	図示照明器具をLED照明へ変更する工事一式
動力設備	
通信・情報設備	図示放送設備を更新する工事一式
避雷設備	
撤去工事	図示既設照明器具及び放送設備の撤去工事一式

V. 共通仕様

特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成31年版)」(ただし、改修工事の場合は「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成31年版)」)及び「公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(平成31年版)」による。なお、本工事が建築工事又は機械設備工事を含む場合は、それぞれの工事に係る標準仕様書による。また、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「電気設備工事監理指針(令和元年版)」を参考とする。

VI. 特記仕様(一般共通事項)

- 本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官公署への諸手続などの費用は本工事に含む。  
官公署その他への届出手続等は(標仕<1>1.1.3)により行う。なお、(監理指針<1>1.1.3)を参考とする。  
自家用電気工作物の保安規程(①)本工事に關し定める(②)既設施設の保安規程を適用(増築等))  
上記で①の場合の工事、維持、運用に関する保安業務(本工事・別途)  
本受電後引渡しまでの基本料金(本工事・別途)
- 工事写真はしゅん工、着工前、機材、施工状況の順に写真帳に整理し、提出する。しゅん工については、工事目的物の状態が、また、機材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できること。国土交通大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」を参考とする。
- 完成図等
  - 本工事は電子納品の対象工事である。  
(注) 電子納品とは、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品することを行う。
  - 工事のしゅん工に際し、次の図書、資料を作成し、監督員と協議の上、提出する。
    - 竣工図の製本×3部(2つ折、原図版) ・竣工図の電子データ(GD-R)×2部 ・保全に関する資料×1部
    - 工事写真:写真帳(着工前、竣工)×1部、電子データ×2部
    - 使用材料一覧表(4部(うち3部は竣工図表紙裏面に貼付)、電子データ2部)
 (注) ・竣工図(製本、データ共に)については、必要な関係図面(原図、CADデータ等を貸与)を修正して作成すること。  
・竣工図の電子データ(GD-R)は、CADデータ(SFC形式及びオリジナル形式)及びPDFデータとする。
- 工事の着手に先立ち工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督員に提出する。また、品質計画及び工種の施工計画書並びに施工図等を当該工事の施工に先立ち作成し、監督員に提出する。品質計画及び施工図等については、監督員の承諾を受ける。(標仕<1>1.2.2、<1>1.2.3)  
品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき確認、試験又は検査を行う。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施す。  
また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとる。(標仕<1>1.3.4、監理指針<1>1.3.4)  
使用する機材が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料(製作図、試験成績書を含む)を監督員に提出する。(JISマーク等表示品を除く)(標仕<1>1.4.2)  
上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。
- 設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、「疑義に対する協議等」(標仕<1>1.1.8)による。
- 技能士の適用  
技能士の適用については、次の技能検定作業(以下「作業」という。)のうち、各工事に適用する作業を指定するものとする。  
技能士は、職業能力開発促進法による一級又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。技能士は適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業するとともに、他の技能者に対して施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。  
技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等、県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。  
なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。

○印・・・適用作業

工事種目	技能検定職種	技能検定作業
仮設	とび	・ とび作業
鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業
コンクリート	コンクリート	・ コンクリート圧送工事作業
	圧送施工	
型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業
鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業
		・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業
		・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業
防水	防水施工	・ 塩化ビニル系シート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業
		・ シーリング防水工事作業 ・ 改質アスファルトシートーチ工法防水工事作業
		・ FRP防水工事作業
タイル	タイル張り	・ タイル張り作業
木	建築大工	・ 大工工事作業
屋根及びとい	建築板金	・ 内外装板金作業
	かわらぶき	・ かわらぶき作業
金属	建築板金	・ 内外装板金作業

工事種目	技能検定職種	技能検定作業
左官	左官	・ 左官作業
建具	建具製作	・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業 ・ アルミ製室内建具製作作業
	サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	・ ガラス工事作業
塗装	塗装	・ 建築塗装作業
内装	内装仕上げ	・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーベット系床仕上げ工事作業
	施工	・ 鋼製下地工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業
	表装	・ 表具作業 ・ 壁装作業
配管	配管	・ 建築配管作業
植栽	造園	・ 造園工事作業
機械設備	冷凍空調和機器施工	・ 冷凍空調和機器施工作業

Ⅶ. 本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿を提出する。

- 本工事のうち建築工事、電気工事及び管工事について下請業者を使用する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すること。
- 機器類は、図示する形状又は配管などの取出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。
- 既存のコンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開けは、原則としてダイヤモンドカッターによる。(改修標仕<1>2.11.3)梁、スラブ等の構造体貫通の場合は、施工方法について監督員の確認を受けた後に施工する。
- 本工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成に不ならぬ補修する。
- 他工事との取り合いは下表による。

工事項目	建築工事	電気工事	管工事	空調工事	別途工事	備考
はり貫通部のスリーブ		○	○	○		
同上補強	○					
盤・便器等の箱入れ		○	○	○		
同上補強	○					
天井埋込個所の天井材の切込み	○					
	○					

13. 発生材の処理等は、「発生材の処理等」(標仕<1>1.3.9)により行う。

- (1) 産業廃棄物の種類ごとに次の処分場を指定する。なお、本工事に限る個別契約を処分許可業者と交わすこと。

種類	処分許可業者の会社名(処分区分)	優良	所在地	運搬距離(km)	処分費(税抜、円)	単位
金属(処分)	三木資源(株)	○	徳島市昭和町8丁目27番地 徳島市昭和町8丁目27番地	2.8	0	t
ガラス	(財)徳島県環境整備公社(徳島東部)		板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先 板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先	13.4	5,640	t
廃プラ	(財)徳島県環境整備公社(徳島東部)		板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先 板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先	13.4	35,000	t
石膏ボード	(株)オオタ	○	徳島市西新浜町二丁目22番地 徳島市論田町新開66番地91	5.8	20,000	t

(注) 表中「優良」欄に丸印の入っている業者は、「徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定業者」であることを示す。

- コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。
- 上記以外の許可業者の処分場である場合は、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書を求め、減額変更を行うことがある。
- なお、上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産廃処分業者」という。)に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産廃処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。

- 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。
  - 調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。
  - 監督員へも結果を提出すること。
  - 調査結果は3年間保存すること。
  - 調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。
  - 分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-1によること。
- PCBを含む機器は、調査を添えて引き渡すこと。
- 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。

- 受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、又は自ら運搬する場合においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。
- 受注者は、建設副産物が排出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土調査、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調査(様式3)を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。

- 受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。)に基づく建設業に属する事業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第19条)第8条で規定される工事、又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)施行令第2条で規定される工事(以下「一定規模以上の工事」という。)において、コンクリート(二次製品を含む。)、土砂、碎石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、(一財)日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム(以下「COBRIS」という。)により再生資源利用計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。  
受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第20号)第7条で規定される工事、又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。

受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。

受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力しなければならない。ただし、バージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。

- 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの)においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手前までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかななければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。

- 本工事の着手に際し、火災保険等(火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。))を請負額に応じて付保する。(標準請負契約約款 第49条)
  - 対象物 工事目的物及び工事材料(支給材料を含む)について付保する。
  - 付保除外工事 次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。
    - 杭及び基礎工事 ・コンクリート躯体工事 ・屋外付帯工事
    - その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合(外壁補修工事等)
  - 付保する時期及び金額 鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。
    - また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。
  - 保険終期 工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工事延伸した場合には保険の期間も延長する。
  - その他 付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。

15. 工事実績情報の登録

受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については、工事実績情報システム(コリンズ)に基づき、工事実績情報として、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けたのちに、次に示す期間内に登録機関に登録しなければならない。ただし、期間には、土曜日、日曜日、祝日等は含まない。

- 工事受注時 契約締結後10日以内
  - 登録内容の変更時 契約変更締結後10日以内
  - 工事完成時 工事完成後10日以内
- なお、登録内容の変更は、請負代金額、工期、技術者等に変更が生じた場合に限り行うものとする。登録後は速やかに、登録機関が発行する「登録内容確認書」を監督員に提出する。

なお、変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は、変更登録を省略することができる。  
受注者は、本工事の一部を下請に付する場合には、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象工事額(設計金額)が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合は、県内営業所を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。

17. 県内産資材の使用

- 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。なお、W10対象工事については、県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。
- 受注者は、木材以外の建設資材について、県内産資材の別を施工計画書に記載するものとする。また、請負金額が500万円以上の工事については、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。

県内産資材(次のいずれかに該当するもの)

- 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品
  - 徳島県内の工場で加工、製造された製品
- 注1 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品(二次製品)であれば県内産資材として取り扱う。  
注2 県内企業が県外に立地した工場(自社工場)で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。  
注3 公共建築工事標準仕様書その他関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。

18. 県産木材の使用

- 受注者は、工事標識、指定仮設材及びコンクリート打設用型枠を使用する場合、県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。
- 県産木材とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、次のものが該当する。
  - 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材
  - ①以外においては、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材
- 受注者は、請負金額が500万円以上の工事については、県産木材以外の木材を使用する場合には、県産木材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。
- 受注者は、県産木材を使用する前に徳島県木材認証機構から発行される「産地認証」証明書の写しを監督員に提出しなければならない。
- 県内の森林から直接調達するなど、前項により難しい場合は、木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。

19. 県内産再生砕石の原則使用

受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項に基づく許可を有する施設(同法第15条の2の5第1項に基づく変更の許可において同じ))で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。

受注者は、本工事で使用する建築材料・製品等(以下「建材等」という。)の発注の際には、発注前に品質及び性能に関して記載された施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。

- 受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等(以下「県内企業調達建材等」という。))を優先して使用しなければならない。また、県内企業調達資材等の別を施工計画書に記載するものとする。なお、県内企業調達資材等以外を使用する場合は、県内企業調達資材等を使用しない理由を施工計画書に記載し、監督員の承諾を得なければならない。
- 工事現場において、現場代理人、監理技術者、主任技術者は確認のため、名札を着用する。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。
- 工事現場には工事標識を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。
- 受注者は、工事の施工箇所及び周辺にある地上地下の既設構造物について、工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから、工事着手すること。  
地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。  
受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないよう措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその修復補修又は補償すること。

	徳島県企業局	●工事名 R6企総管 総合管理推進センター 照明設備等改修工事	●図面番号 E-01	よしだ設備設計 吉田 佳弘 建築設備士登録番号 第15E1-0018RF号 吉田 佳弘
		●図面名 電気工事仕様書(1)	●縮尺 A3:NON A2:NON	〒770-0051 TEL 088-633-2323 徳島県徳島市北島田町1丁目24番地 FAX 088-633-2323

25. 受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。
26. 受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。
27. 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。
28. 受注者は、輸送経路等において、上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの荷台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。
29. 受注者はトラック（クレーン装置付）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置、ブームの高さを制限する装置等）付の車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。
30. 受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。
31. 受注者は、休日・夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出しなければならない。
32. 受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」（自由様式）の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。
33. 上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階（天井）のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。
34. 本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示 平成13年4月9日改正）」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。
35. 本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3.10.8 建設省経機発第249号、最終改正 平成14.4.1 国総施第225号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。
36. 耐震施工  
「官庁施設総合耐震計画基準及び同解説（平成8年版）（建設大臣官房官庁営繕部監修）」によることとし、施工は「建築設備耐震設計・施工指針（2014年版）（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修）」による。

- (1) 本工事の建物分類は（特定の施設）・一般の施設）であり、地域係数は（1.0・0.9）とする。
- (2) 設計用水平地震力は、機器の質量（自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効質量）に、地域係数及び設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、特記なき場合の設計用水平震度は次による。

設計用標準水平震度		特定の施設		一般の施設	
設置場所	機器種別	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、 屋上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水 槽 類	2.0	1.5	1.5	1.0
中層階	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6
1階及び地下階	機 器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6

(注) 上層階の定義は次のとおりとする。  
2～6階の場合は最上階、7～9階の場合は上層2階、10～12階の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階

重要機器（ ・ 配電盤 ・ 自家発電装置 ・ 交換機 ・ 直流電源装置 ・ UPS ・ 火災報知受信機 ・ 中央監視制御装置 ・ 構内情報通信網装置 ・ ）
--------------------------------------------------------------------------------

- (3) 設計用鉛直地震力は、設計水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。
- (4) 質量100kg以下の軽量な機器（標仕の適用を受けるものは除く）の取付については、機器製造者の指定する方法で確実に取付けを行うものとし、特に計算を行わなくともよい。

37. 各種荷重計算  
対象機材（ ・ 避雷針支持管 ・ テレビアンテナマスト ・ 風力発電装置 ・ 太陽電池アレイ ・ ）
38. 強度計算  
対象機材（ ・ ブロックマンホール及びハンドホール ・ 自家発電装置配管類支持材 ・ ケーブルラック支持材 ・ 垂直ケーブルの最終端支持材 ・ 照明用ポール ・ ）
39. 土工事の残土処分  
（ ・ 構外に搬出し適切に処理 土壌検査を本工事で（ ・ 行う（ 箇所） ・ 行わない） ・ 構内敷きならし ・ 構内の指示場所に集積 ）  
なお、民間の残土処分場等へ搬出する場合は「徳島県生活環境保全条例」によること。
40. コンクリート工事  
受変電盤基礎（ ・ 強度試験（ ・ 第三者機関 ・ JIS工場） ・ 構造体強度補正値(S)による補正 ・ 調査表提出 ・ アルカリ骨材反応抑制対策確認 ・ 鉄筋材料の規格品証明書提出 ）  
※強度試験の立会いについて、試験を第三者機関で行う場合は、現場代理人又は主任（監理）技術者が、JIS工場の場合は、立ち会い者を定め監督員の承認を受け、行うものとする。
41. 揮発性有機化合物を使用した材料の使用制限  
・ 塗料は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
42. 設計変更箇所確認（設計事務所による工事監理がある場合に適用）  
工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること  
工事しゅん工前に全ての設計変更箇所について、監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること

43. 次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。

当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事
3千万円未満	-	1回
3千万円以上5千万円未満	-	2回
5千万円以上1億円未満	1回	2回
1億円以上	2回	3回

- (注) ・ 低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。  
一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。  
・ 中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。  
・ 中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することが出来る。

44. 工事に影響のある範囲内の重要備品等（有 無）

備品等名称	
保管場所	
注意事項	

45. 仮設トイレの洋式化  
受注者は仮設トイレを設置する場合、次のとおりとしなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。  
・ 当初請負対象金額（設計金額）5千万円未満の工事  
原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合、設置する仮設トイレは、「女性専用トイレ（快適トイレ）」とする。  
・ 当初請負対象金額（設計金額）5千万円以上の工事  
原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。  
受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。なお、洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。
46. デジタル工事写真の黒板情報電子化  
受注者は、デジタル工事写真の黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の黒板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。  
対象工事は、徳島県OAS/EOホームページ掲載の「デジタル工事写真の黒板情報電子化の運用について（県土整備部）」に記載された全ての内容を適用することとする。

VII. 特記仕様2(特記事項)

- 最上階の天井配管は、原則二重天井内のいんべい施工とし、屋上スラブへの埋め込みは行わない。（最上階が二重天井の場合に限る。）
- 長さ1m以上の入線しない電線管には1.2mm以上のビニル被覆鉄線を挿入する。（標仕 <2>2. 2. 9. <2>2. 12. 4）
- フラッシュプレートは、（ [ 新金属製 ] ・ 樹脂製 ）とする。
- カバープレート及びプルボックス蓋にはシール等で用途別表示を行う。なお、屋外部分の表示はエッチングプレート等の耐候性を有するものとする。
- 盤内、幹線プルボックス内、ケーブルラック上の要所、マンホール・ハンドホール内、その他の要所には合成樹脂製、ファイバ製等の表示札等を取付け、回路の種別、行先等を表示する。（標仕 <2>2. 2. 10. <2>2. 12. 5）  
なお、屋外において直接外気に触れる場所（盤内、プルボックス内を除く。 ）及びマンホール・ハンドホール内の表示札等はエッチングプレート等の耐候性を有するものとする。
- 屋外の防水形プルボックスは、（ステンレス製 ・ 鋼板製 ・ 樹脂製）とし、（メラミン塩付塗装 ・ 溶融亜鉛めっき製 ・ 無塗装）とする。
- スリーブ材料及び施工は、標仕 <1>2. 9. 1. 標準図 電力71～74. 監理指針 <1>2. 9. 1. <2>2. 1. 12 による。
- 分電盤、制御盤、端子盤などの2次側以降の配線で、配線経路、電線太さ、電線本数、管径などは監督員との協議により図面表示と多少相違させてよい。
- 分電盤からの予備配管として、分電盤の予備回路数（スペースを含む）に応じた配管を天井裏まで立上げる。
- E'dD接地極の材料はEBとしD=10. L=1,500とする。接地極の埋設位置には、屋外灯のポール等で埋設位置が明確な場合を除いて接地極埋設標を設ける。
- PF管は波付一重管、タイプ-25とする。
- 屋外及びピット内の支持金物等はステンレス製（SUS304）又は溶融亜鉛めっき製（HDZ35以上）とする。
- あと施工アンカーボルトの選定については、次による。  
(1) 機器類の固定には、金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーを使用し、次の機器については、施工後確認試験を行う（ ・ 受変電設備 ・ 自家発電装置 ・ 太陽光発電設備（蓄電池を含む） ・ 配電盤 ）  
(2) 配管の吊り及び支持材の固定には、その自重に十分耐えうるアンカーを使用する。なお、耐震支持に使用する躯体取付用のアンカーは金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーとする。  
(3) 屋外に使用するものはステンレス製（SUS304）又は溶融亜鉛めっき製（HDZ35以上）とする。
- 次の部分の露出する電線管、支持金物、架台等は塗装を行う。  
（屋内（機械室・隠蔽部を除く） ・ ）  
亜鉛めっき金属電線管はエッチングプライマー1種（JIS-K-5633）による化学処理を行った後調合ペイント2回塗りとする。屋内、屋外及びピット内の支持金物等のうち、ステンレス製（SUS304）又は溶融亜鉛めっき製のものは、原則塗装を行わない。屋外布設の厚鋼電線管は、めっき付着量が300g/m<sup>2</sup>以上のものを使用し、塗装不要とする。
- 地中管路の埋設深さは車両道路は 0.6m以上、それ以外は 0.3m以上とし、高圧地中配線以外も埋設標識シートにより埋設標示を行う。
- 地中管路に耐候性のない管材を使用する場合は、地上立ち上がり部で耐候性のある管材に接続すること。
- 改修又は増設工事等において既設配線との接続が本工事に含まれる場合は、工事着手前及び工事完了後に既設配線の絶縁抵抗を測定する。
- 分電盤等において、外部から分岐回路の接地線を接続する端子又は銅帯は、分岐回路の配線用遮断器等の負荷側近くに設ける。（標仕 <2>1. 7. 4）なお、単線接地線の接続にはセルフアップねじ等電線じか接続可能な端子とすることが望ましい。
- 太さ14mm<sup>2</sup>以上の電線をターミナルラグにより機器に接続する場合は、増締確認の表示を行う。（標仕 <2>1. 2）
- ケーブルを集合して束ねる場合は、許容電流について必要な補正を行い、配線の太さに影響を与えない範囲で束ねる。（標仕 <2>10. 4. 5）
- 機材の検査に伴う試験については、標仕 <1>1. 4. 5により行う。  
製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。
- 通信・情報設備の弱電流電線は絶縁抵抗測定を行う。（標仕 <6>2. 28. 2）
- 自家用電気工作物の保安規程に基づき、電気主任技術者による工事中の点検並びに工事完成時の検査を実施し、成績書を提出する。
- PCBは監督員と協議を行い処分方法を定める。
- 工事車両は監督員の指示する区間に駐車するものとし、詳細は監督員と打ち合わせの上決定する。
- 施工後、施設管理者および利用者向けに操作説明を行う。

- VIII. 機材等
- 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの、又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
  - 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の(1)から(3)の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。  
(1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。  
(2) 法令等で定めがある場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること。  
(3) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。

品 目	機 材 名 ・ 注 記
LED照明器具	一般屋内用に限る
盤類	分電盤(実験盤を含む)、制御盤、キュービクル式配電盤、高圧スイッチギヤ(CW形、PW形)
高圧機器	高圧交流遮断器、高圧進相コンデンサ、高圧限流ヒューズ、高圧負荷開閉器 高圧変圧器(特定機器)、高圧避雷器
蓄電池	ペント形据置鉛蓄電池、制御弁式据置鉛蓄電池 据置ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池
交流無停電電源装置	300kVA以下のもの
太陽光発電装置	出力10kW以上のパワーコンディショナ及び系統連系保護装置(系統連系保護機能を有するパワーコンディショナを含む。 ) ※太陽電池アレイ及び接続箱を除く
監視カメラ装置	
中央監視制御装置	
鉄製丸た(マンホールふた)	



既設照明器具表 (改修前)

記号	名称・仕様	電圧 (V)
A1	FHF32W×2 (露出形・富士型) FSS9-322-PH16	100
A2	FL20W×2 (露出形・富士型) 非常用照明内蔵形 電池内蔵 K1-FSS4-202GL16	100
B1	HFH32W×2 (埋込形) 埋込開口寸法 220mm×1,235mm FRS15-322PH26	200
B2	HFH32W×1 (埋込形) 埋込開口寸法 150mm×1,235mm FRS15-321PH16	100
B3	FL20W×2 (埋込形) 埋込開口寸法 220mm×626mm FRS2-202GH16	100
B4	HFH32W×2 (埋込形) 非常用照明内蔵形 電池別置 埋込開口寸法 220mm×1,235mm K0-I40+FRS15-322PH26	200
B5	FL20W×2 (埋込形) 非常用照明内蔵形 電池別置 埋込開口寸法 220mm×626mm K0-I40+FRS2-202GL16	100
C1	FHF32W×1 (露出形・トラフ型) FSS8-321PH16	100
C2	FL20W×1 (露出形・トラフ型) FSS1-201EH16	100
D1	HFH32W×1 (露出形・ブラケット型) FBS3-321PH16	100
D2	FL20W×1 (露出形・ブラケット型) FBS3-201GH16	100
E1	HFH32W×2 (露出形) FSR2-322PH16	100
E2	HFH32W×2 (露出形) 非常用照明内蔵形 電池別置 K0-I40+FSR2-322PH16	100
F1	HFH32W×2 (埋込形・ルーバ) 連結 埋込開口寸法 220mm×1,235mm FRS15L3V2-322PH26 (クラス2)	200
G1	白熱灯 60W×1 防水形	100
I1	FL20W×5 (露出形)	100
J1	FDL27W×1 (埋込形) 埋込開口寸法 φ150 FRS11-D271	100

記号	名称・仕様	電圧 (V)
K1	白熱灯 40W×1 防水形・ガード ISC2MP-40	100
L1	FL20W×1 (露出形) FBS2-201GL16	100
M1	FL40W×1 (防爆形)	100
N1	白熱灯 100W×1 (埋込形) 埋込開口寸法 φ150	100
O1	(露出) FHF32W×2 (露出形)	200
a1	非常用照明 白熱灯 40W×1 (埋込形) 電池別置 埋込開口寸法 φ125 K0-IRS2-40	100
b1	階段通路誘導灯 FL40W×1 (露出形・壁掛) 電池内蔵 SK1-FST10-401RH16	100
b2	非常用照明 FL40W×1 (露出形・壁掛) 階段灯 電池内蔵 K1-FBF10-401RH16	100
d1	非常口誘導灯 (中形) FL20W×1 (露出形・壁掛) 電池内蔵 SH1-FSF10-201GL16	100
d2	非常口誘導灯 (小形) FL10W×1 (露出形・壁掛) 電池内蔵 SH1-FSF10-201GL16	100
e1	通路誘導灯 (小形) FL10W×1 (露出形・壁掛) 電池内蔵 SH1-FSF11-101GL16	100
f1	廊下通路誘導灯 (小形) FL10W×1 (露出形・埋込形) 電池内蔵 ST1-FBC10-101GL16	100

上記表中の数値は参考値とする

徳島県企業局

●工事名  
R6企総管 総合管理推進センター 照明設備等改修工事

●図面番号  
E-04

よしだ設備設計 吉田 佳弘  
建築設備士登録番号 第15E1-0018RF号 吉田 佳弘

●図面名  
既設照明器具表 (改修前)

●縮尺  
A3:NON  
A2:NON

〒770-0051 TEL 088-633-2323  
徳島県徳島市北島田町1丁目24番地 FAX 088-633-2323

照明器具姿図 (参考)

A1	LEDベースライト 直付型	A2	LEDベースライト 直付型	B1	LEDベースライト 埋込型	B2	LEDベースライト 埋込型	B3	LEDベースライト 埋込型	B4	LEDベースライト 埋込型	B5	LEDベースライト 埋込型
電源内蔵型・非常用照明		電源内蔵型・非常用照明		電源内蔵型・非常用照明		電源内蔵型・非常用照明		電源内蔵型・非常用照明		電源別置型・非常用照明		電源別置型・非常用照明	
開口寸法: 220mm×1,235mm		開口寸法: 220mm×1,235mm		開口寸法: 220mm×1,235mm		開口寸法: 150mm×1,235mm		開口寸法: 300mm×639mm		開口寸法: 220mm×1,235mm		開口寸法: 150mm×1,235mm	
6900lmタイプ Hf32W形高出力型器具2灯相当 W230		非常灯タイプ、1580lmタイプ (FL20形×2灯器具相当) 常時: ライトユニット点灯 非常時: 非常灯本体結込LED点灯 リモコン自己点検機能付		6680lmタイプ Hf32W形高出力型器具2灯相当 W220		3100lmタイプ Hf32W形高出力型器具1灯相当 W150		1560lmタイプ、Hf16W形高出力型器具1灯相当 W300 本体: 亜鉛鋼板 反射板: 銅板 (高反射白色粉体塗装) 昼白色 (5000K)、Ra85		6900lmタイプ (Hf32形高出力×2灯器具相当) W220 常時: 非常用ライトバー点灯 昼白色 (5000K) 非常時: 非常灯本体結込LED (一般出力型) 点灯 自己点検スイッチ付、充電モニタ (緑) 付		ひとセンサ付、3100lmタイプ、定格出力型 W150 本体: 亜鉛鋼板 反射板: 銅板 (高反射白色粉体塗装) ライトバー (カバー): ポリカーボネート (乳白) 昼白色 (5000K)、Ra83	
LSS10-4-65 AHTN		K1-LSS10-2-15 AHTN		LRS3-4-65 AHTN		LRS6-4-30 AHTN		MY-B215235/N AHTN		NNL48330 + NNL4605GNLE9		LEKR415323YN-LD9	
B6	LEDベースライト 埋込型 (2連結)	C1	LEDベースライト 直付型	C2	LEDベースライト 直付型	E1	LEDベースライト 反射笠付型	E2	LEDベースライト 非常灯反射笠付型	F1	LEDベースライト 埋込型	F2	LEDベースライト 埋込型 (2連結)
電源別置型・非常用照明		電源別置型・非常用照明		電源別置型・非常用照明		電源別置型・非常用照明		電源別置型・非常用照明		電源別置型・非常用照明		電源別置型・非常用照明	
非常灯評定番号: LCLE-014		非常灯評定番号: LCLE-014		非常灯評定番号: LCLE-014		非常灯評定番号: LCLE-014		非常灯評定番号: LCLE-014		非常灯評定番号: LCLE-014		非常灯評定番号: LCLE-014	
6900lmタイプ (Hf32形高出力×2灯器具相当) W220 昼白色 (5000K)、Ra83		3200lmタイプ Hf32W形高出力型器具1灯相当		一般タイプ、800lmタイプ 昼白色 (5000K) 本体: 銅板 (白色粉体塗装) ライトバー (カバー): ポリカーボネート (乳白)		Hf32W形高出力型器具2灯相当 一般タイプ、6750lmタイプ 昼白色 (5000K) 本体: 銅板 (白色粉体塗装) ライトバー (カバー): ポリカーボネート (乳白)		非常灯タイプ、6770lm (Hf32形高出力×2灯器具相当) 常時: ライトバー点灯、非常時: 非常灯本体結込LED (一般出力型) 点灯 電圧: 100~242V対応・非常時AC/DC100V 予備電源別置型、光源寿命4000時間		マルチコンフォートタイプ、グレアカット 5940lmタイプ (Hf32形高出力×2灯器具相当) W220 本体: 亜鉛鋼板 反射板: 銅板 (高反射白色粉体塗装) ライトバー (カバー): ポリカーボネート (乳白) 昼白色 (5000K)		マルチコンフォートタイプ、グレアセラブリットバー、Ra83 6900lmタイプ (Hf32形高出力×2灯器具相当) W220 本体: 亜鉛鋼板 反射板: 銅板 (高反射白色粉体塗装) ライトバー (カバー): ポリカーボネート (乳白) 昼白色 (5000K)	
NNLK42725J + NNLK42724J + NNL4600ENTLE9		LSS1-4-30 AHTN		MY-L208230/N AHTN		MY-H470330/N AHTN		XLG469KGN LE9		MY-B470363/N AHTN		NNLK42725J + NNLK42724J + NNL4600ENTLE9	
G1	LEDポーチライト	I1	LEDシーリングライト	J1	LED ダウンライト 100形	K1	LEDポーチライト 40形相当	L1	LED 流し元灯	M1	LED 防塵型 粉じん防塵形	N1	LED ダウンライト 150形
電球色 (2700K)、Ra82 器具光束580lm、電圧100V 壁面取付専用 ネジ込み方式、防雨型		電球色 (2700K) ~ 昼光色 (6500K)、Ra82 器具光束: 3900lm、電圧: 100V カバー: アクリル 乳白 リモコンで (100%~1%) 調光、専用リモコン送信器同梱		3500K、Ra83、拡散タイプ 器具光束: 850lm 反射板: PC+ABS樹脂 (銀色ツヤ消し仕上げ) 枠: PC+ABS樹脂 (白)、埋込穴φ150		電球色 (2700K)、Ra82 器具光束580lm、消費電力8.5W、電圧100V 壁面取付専用 ネジ込み方式、防雨型 本体: 白、カバー: アクリル 乳白色消し塗装		20形直管蛍光灯1灯器具相当 昼白色 (5000K)、Ra83 器具光束: 500lm、電圧: 100V スイッチ付 カバー: プラスチック (乳白)		Hf32W形定格出力型器具1灯相当、30° プラケット形 電圧: 100~242V 昼白色 (5000K)、Ra83 器具光束: 2770lm 防塵型ボックス (4方向) 1個含む 本体・ボックス: アルミダイカスト 保護等級: IP65		3000K、Ra83、拡散タイプ 器具光束: 1360lm 反射板: PC+ABS樹脂 (銀色ツヤ消し仕上げ) 枠: PC+ABS樹脂 (白)、埋込穴φ150	
EL-V0506L 1LN		EL-CP3917M 1HZ		EL-D05/3 (102WWM) AHN		EL-V0506L 1LN		EL-LFV20051 1HN (13N4)		EDCL3021SA9-16		EL-D05/3 (152LM) AHN	
R1	LEDウォールライト 20形	点検リモコン (非常用照明器具用)											
防湿型、あかり・人感センサ 5000K、Ra83、光源寿命4000時間 (光束維持率85%) 器具光束1450lm 本体: ステンレス、カバー: アクリル (乳白) 壁付型、保護等級: IP23		自己点検機能付き 2チャンネル (誘導灯・非常用照明器具)											
LEDB-20953YN-LD9		RZB03											
a1	LED非常用照明 電源別置形・埋込型	b1	LED階段灯薄型リモコン自己点検機能付	b2	LED階段灯薄型リモコン自己点検機能付	d1	LED B級・BL形 避難口誘導灯	d2	LED C級 避難口誘導灯	e1	LED C級 通路誘導灯両面型	f1	LED C級 通路誘導灯
既設開口寸法: 100φ 非常灯評定番号: LCLE-003		非常灯評定番号: LALE-030		非常灯評定番号: LALE-030		ルクセントLEDs 壁・天井直付形・吊下兼用形 一般型 (20分間) ニッケル水素蓄電池 リモコン自己点検機能付 リニューアルプレート 誘導灯型式認定番号: 1AM111-3550		ルクセントLEDs 壁・天井直付形・吊下兼用形 一般型 (20分間) ニッケル水素蓄電池 リモコン自己点検機能付 リニューアルプレート 型式認定番号: 1AS111-3558		ルクセントLEDs 天井直付形 両面灯 一般型 (20分間) ニッケル水素蓄電池 リモコン自己点検機能付 リニューアルプレート 型式認定番号: 1AS221-3559		ルクセントLEDs 壁・天井直付形 一般型 (20分間) ニッケル水素蓄電池 リモコン自己点検機能付 リニューアルプレート 型式認定番号: 1AS111-3558	
低・中天井用 (~7m) 電圧: AC/DC100V LED内蔵、非常時: 非常用LED点灯/常時消灯 枠: 銅板 白色塗装、本体: 銅板 亜鉛めっき鋼板 設置高さ 0.93		人感センサ段調光 常時: 階段灯専用ライトバー点灯、非常時: 階段灯本体結込LED点灯 自己点検スイッチ付、充電モニタ (緑) 付、消防法適合品 電圧: 100~242V対応、蓄電池: ニッケル水素電池		人感センサ段調光 常時: 階段灯専用ライトバー点灯、非常時: 階段灯本体結込LED点灯 自己点検スイッチ付、充電モニタ (緑) 付、消防法適合品 電圧: 100~242V対応、蓄電池: ニッケル水素電池		ルクセントLEDs 壁・天井直付形・吊下兼用形 一般型 (20分間) ニッケル水素蓄電池 リモコン自己点検機能付 リニューアルプレート 誘導灯型式認定番号: 1AM111-3550		ルクセントLEDs 壁・天井直付形・吊下兼用形 一般型 (20分間) ニッケル水素蓄電池 リモコン自己点検機能付 リニューアルプレート 型式認定番号: 1AS111-3558		ルクセントLEDs 天井直付形 両面灯 一般型 (20分間) ニッケル水素蓄電池 リモコン自己点検機能付 リニューアルプレート 型式認定番号: 1AS221-3559		ルクセントLEDs 壁・天井直付形 一般型 (20分間) ニッケル水素蓄電池 リモコン自己点検機能付 リニューアルプレート 型式認定番号: 1AS111-3558	
K0-LRS11-D10		MY-FHS425330A/N AHTN		MY-FHS425330A/N AHTN		KSH20151 1EL + S1-2091S + MOYU-08W32A		KSH10151 1EL + S1-1091S + MOYU-07W21A		KSH10162 1EL + S2-1091L + S2-1091AR + MOYU-01C11		KSH10151 1EL + S2-1091L + MOYU-07W21A	

徳島県企業局

●工事名  
R6企総管 総合管理推進センター 照明設備等改修工事

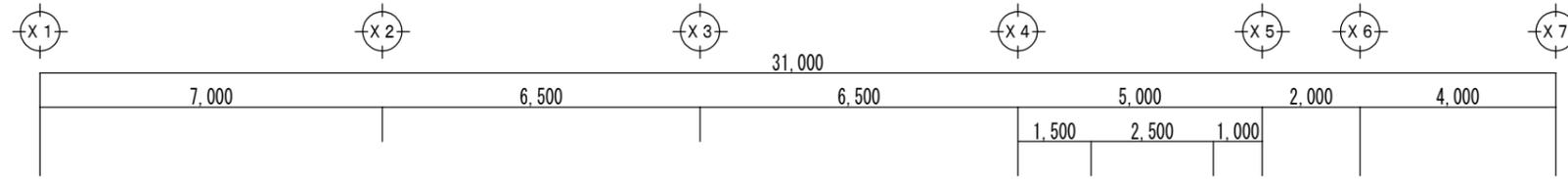
●図面番号  
E-05

よしだ設備設計 吉田 佳弘  
建築設備士登録番号 第15E1-0018RF号 吉田 佳弘

●図面名  
照明器具姿図 (改修後) (参考)

●縮尺  
A3: NON  
A2: NON

〒770-0051 TEL 088-633-2323  
徳島県徳島市北島町1丁目24番地 FAX 088-633-2323



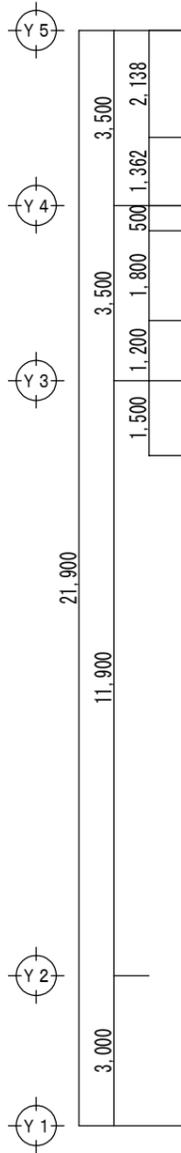
倉庫 (3)	数
K1	2

B階段	数
b2	1

消火ポンプ室	数
D1	2
CH=2,700	

倉庫 (1)	数
A1	2
CH=2,700	

倉庫 (2)	数
A1	3
CH=2,700	

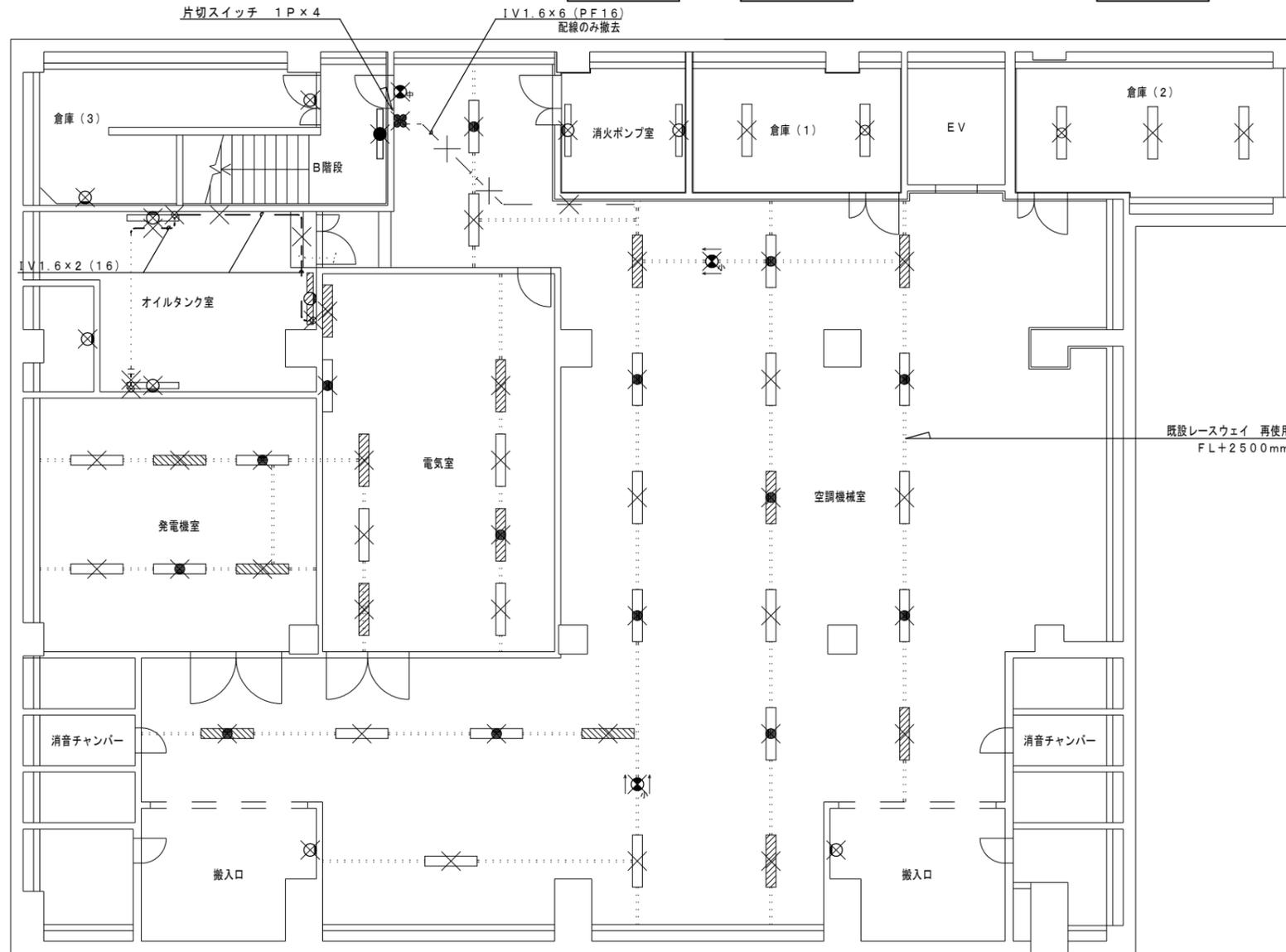


オイルタンク室	数
M1	3

煙道	数
K1	1

発電機室	数
E1	4
E2	2
取付高 FL+2,500	

電気室	数
E1	7
E2	2
取付高 FL+2,500	



空調機械室	数
E1	13
E2	10
d1	1
e1	2
取付高 FL+2,500	

搬入口	数
G1	1

搬入口	数
G1	1

B1階 電灯設備図 (改修前) S=1/100

注記

1. は、既設の撤去を示す。
2. は、発電機回路を示す。
3. 特記なき配線及び配線器具は既設を流用する。
4. 位置ボックス及び支持金具は既設を流用する。

徳島県企業局

●工事名  
R6企総管 総合管理推進センター 照明設備等改修工事

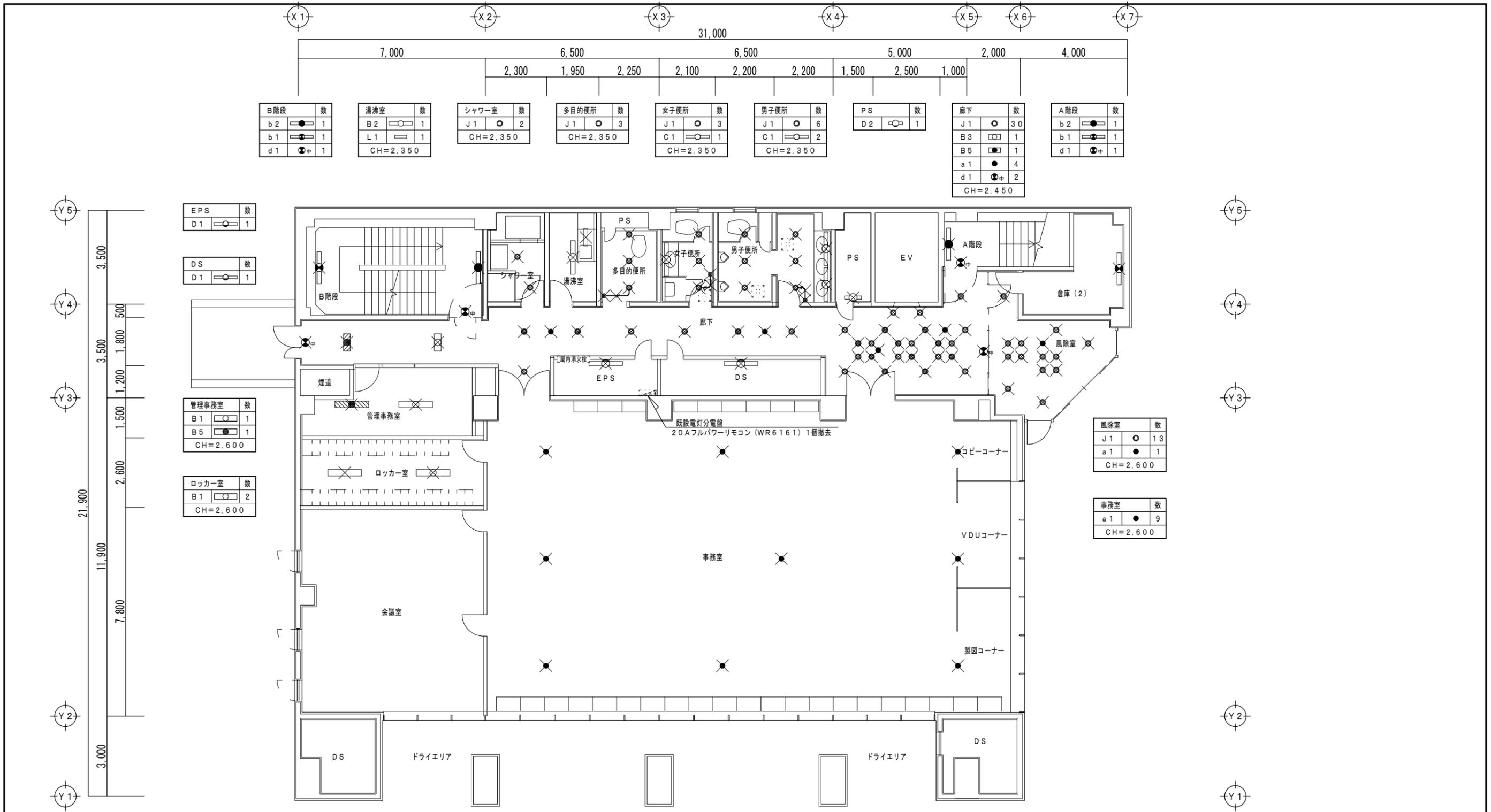
●図面番号  
E-06

よしだ設備設計 吉田 佳弘  
建築設備士登録番号 第15E1-0018RF号 吉田 佳弘

●図面名  
B1階 電灯設備図 (改修前)

●縮尺  
A3:70.7%  
A2:1/100

〒770-0051 TEL 088-633-2323  
徳島県徳島市北島田町1丁目24番地 FAX 088-633-2323



B階段	数	湯沸室	数	シャワー室	数	多目的便所	数	女子便所	数	男子便所	数	PS	数	廊下	数	A階段	数
b 2	1	B 2	1	J 1	2	J 1	3	J 1	3	J 1	6	D 2	1	J 1	30	b 2	1
b 1	1	L 1	1	CH=2,350		CH=2,350		C 1	2	CH=2,350		CH=2,450		B 3	1	b 1	1
d 1	1	CH=2,350		CH=2,450		B 5	1	d 1	1								
														a 1	4		
														d 1	2		
														CH=2,450			

EPS	数
D 1	1

DS	数
D 1	1

管理事務室	数
B 1	1
B 5	1
CH=2,600	

ロッカー室	数
B 1	2
CH=2,600	

風除室	数
J 1	13
a 1	1
CH=2,600	

事務室	数
a 1	9
CH=2,600	

1階 電灯設備図 (改修前) S=1/100

- 注記
1. は、既設の撤去を示す。
  2. は、発電機回路を示す。
  3. 特記なき配線及び配線器具は既設を流用する。
  4. 位置ボックス及び支持金具は既設を流用する。
  5. は、既設天井点検口を示す。

特記なき配管・配線は下記とする。

記号	線種
—/—	1V1.6x2 (天井コロガン・PF管内)

徳島県企業局

●工事名  
R 6 企総管 総合管理推進センター 照明設備等改修工事

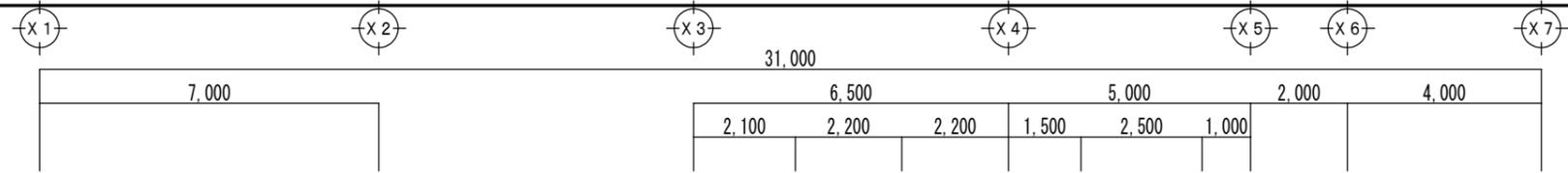
●図面番号  
E-07

よしだ設備設計 吉田 佳弘

●図面名  
1階 電灯設備図 (改修前)

●縮尺  
A3:70.7%  
A2:1/100

建築設備士登録番号 第15E1-0018RF号 吉田 佳弘  
〒770-0051 TEL 088-633-2323  
徳島県徳島市北島田町1丁目24番地 FAX 088-633-2323



<b>B階段</b>	数	<b>ロッカー室(2)</b>	数	<b>湯沸室</b>	数	<b>女子便所</b>	数	<b>男子便所</b>	数	<b>PS</b>	数	<b>廊下</b>	数	<b>A階段</b>	数
b 2	1	B 1	2	B 2	1	J 1	3	J 1	6	D 2	1	B 3	7	b 2	1
b 1	1	CH=2,550		L 1	1	C 1	1	C 1	2			B 5	5	b 1	1
				CH=2,350		CH=2,350		CH=2,350				d 1	2		
												CH=2,450			

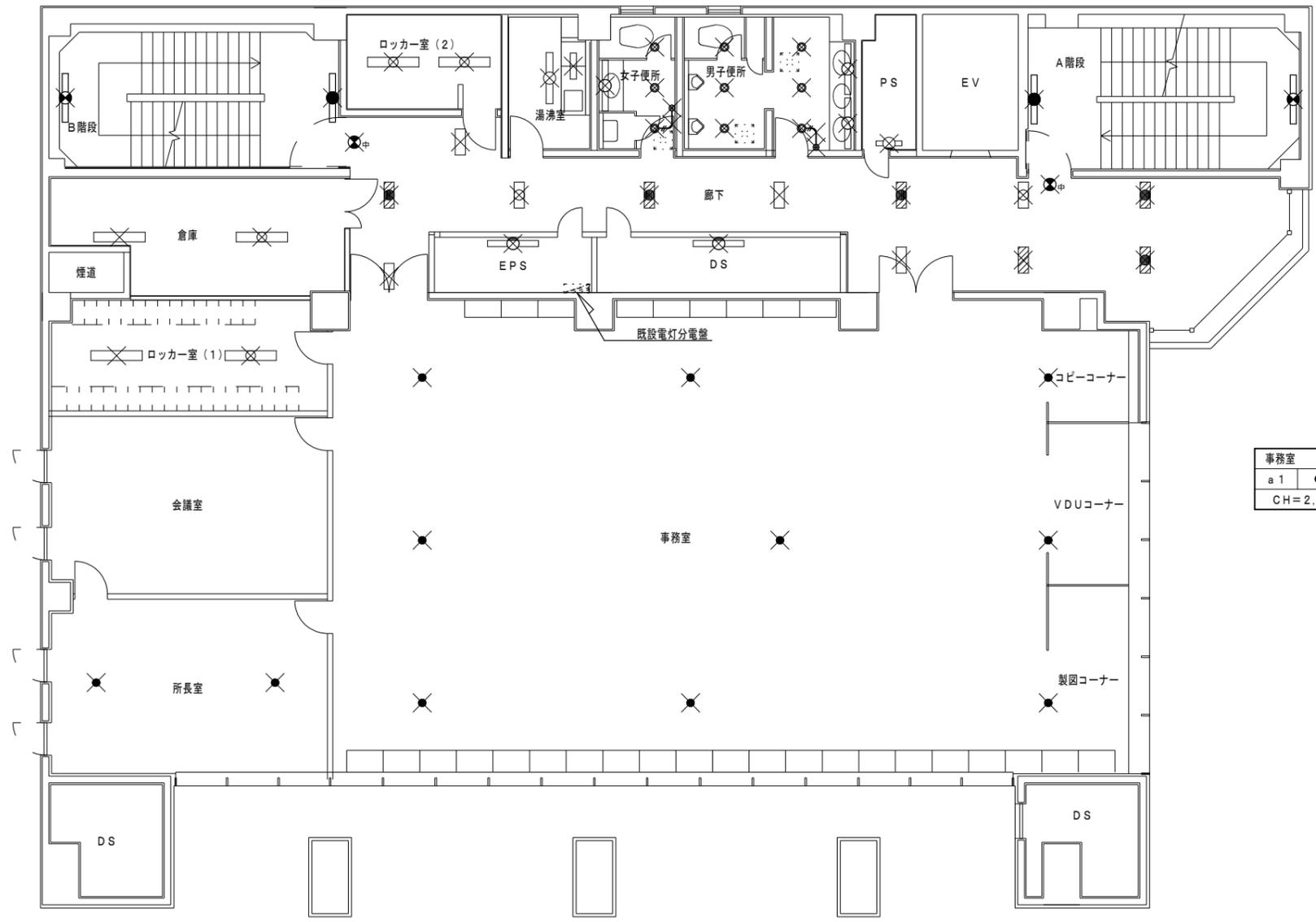
<b>EPS</b>	数	<b>倉庫</b>	数	<b>ロッカー室(1)</b>	数	<b>所長室</b>	数
D 1	1	A 1	2	B 1	2	a 1	2
		CH=2,550		CH=2,550		CH=2,600	

<b>DS</b>	数
D 1	1

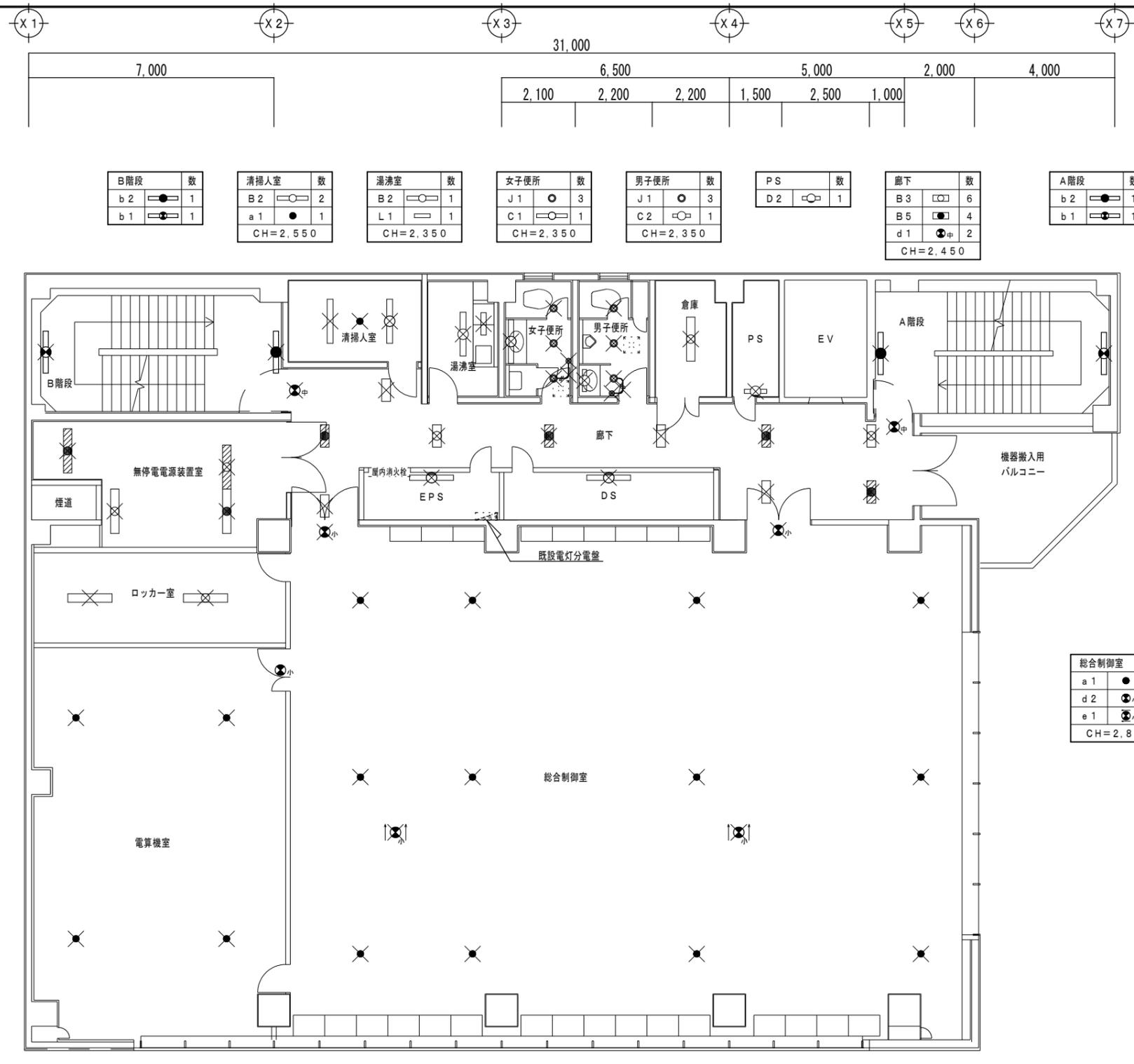
  

<b>事務室</b>	数
a 1	9
CH=2,600	



- 注記
1. は、既設の撤去を示す。
  2. は、発電機回路を示す。
  3. 特記なき配線及び配線器具は既設を流用する。
  4. 位置ボックス及び支持金具は既設を流用する。
  5. は、既設天井点検口を示す。

2階 電灯設備図 (改修前) S=1/100



B階段	数
b 2	1
b 1	1

清掃入室	数
B 2	2
a 1	1
CH=2,550	

湯沸室	数
B 2	1
L 1	1
CH=2,350	

女子便所	数
J 1	3
C 1	1
CH=2,350	

男子便所	数
J 1	3
C 2	1
CH=2,350	

PS	数
D 2	1

廊下	数
B 3	6
B 5	4
d 1	2
CH=2,450	

A階段	数
b 2	1
b 1	1

EPS	数
D 1	1

DS	数
D 1	1

無停電電源装置室	数
B 1	2
B 4	2
CH=2,550	

ロッカー室	数
B 1	2
CH=2,550	

電算機室	数
a 1	4
d 2	1
CH=2,550	

総合制御室	数
a 1	12
d 2	2
e 1	2
CH=2,800	

注記

1. X は、既設の撤去を示す。
2. 〰️ は、発電機回路を示す。
3. 特記なき配線及び配線器具は既設を流用する。
4. 位置ボックス及び支持金具は既設を流用する。
5. 〇は、既設天井点検口を示す。

3階 電灯設備図 (改修前) S=1/100

徳島県企業局

●工事名  
R 6企総管 総合管理推進センター 照明設備等改修工事

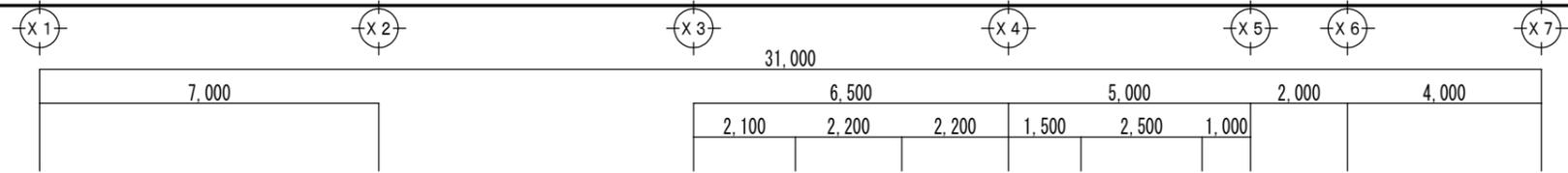
●図面番号  
E-09

よしだ設備設計 吉田 佳弘

●図面名  
3階 電灯設備図 (改修前)

●縮尺  
A3:70.7%  
A2:1/100

建築設備士登録番号 第15E1-0018RF号 吉田 佳弘  
〒770-0051 TEL 088-633-2323  
徳島県徳島市北島田町1丁目24番地 FAX 088-633-2323



B階段	数	休憩コーナー	数	湯沸室	数	女子便所	数	男子便所	数	PS	数	A階段	数
b 2	1	J 1	6	B 2	1	J 1	3	J 1	6	D 2	1	b 2	1
b 1	1	a 1	1	L 1	1	C 1	1	C 1	2			b 1	1
		CH=2,450		CH=2,350		CH=2,350		CH=2,350					

EPS	数
D 1	1

DS	数
D 1	1

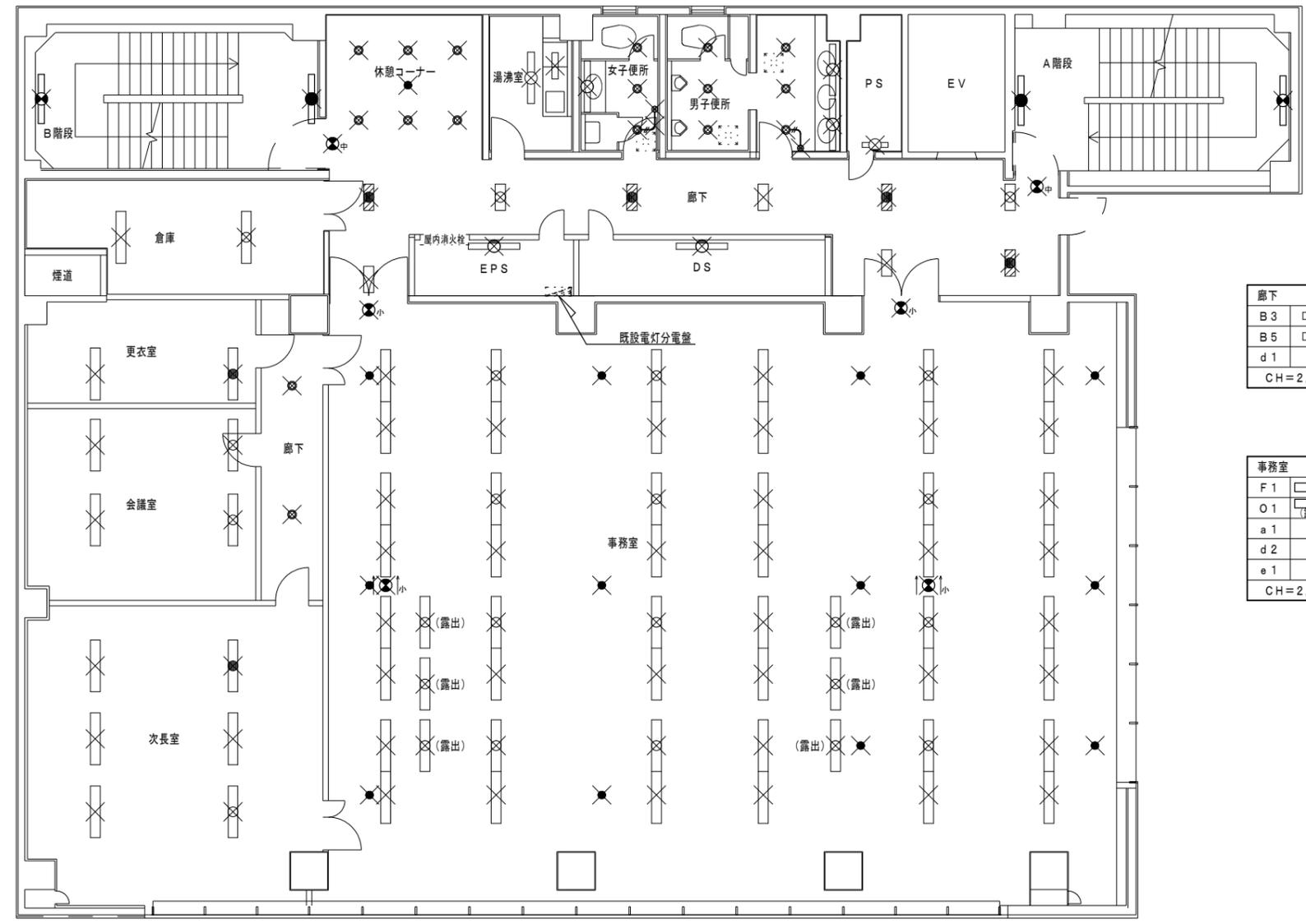
倉庫	数
A 1	2
CH=2,550	

更衣室	数
B 1	1
B 4	1
CH=2,700	

会議室	数
B 1	4
CH=2,700	

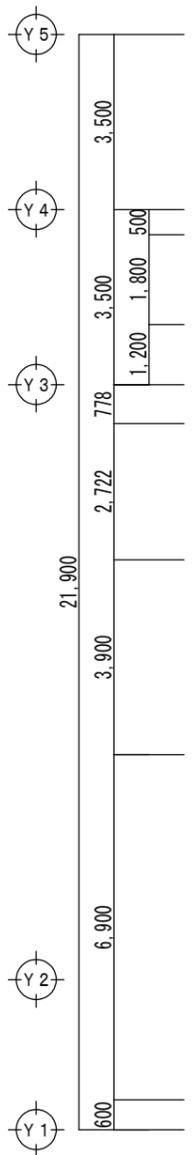
廊下	数
J 1	2
CH=2,700	

次長室	数
B 1	5
B 4	1
CH=2,700	



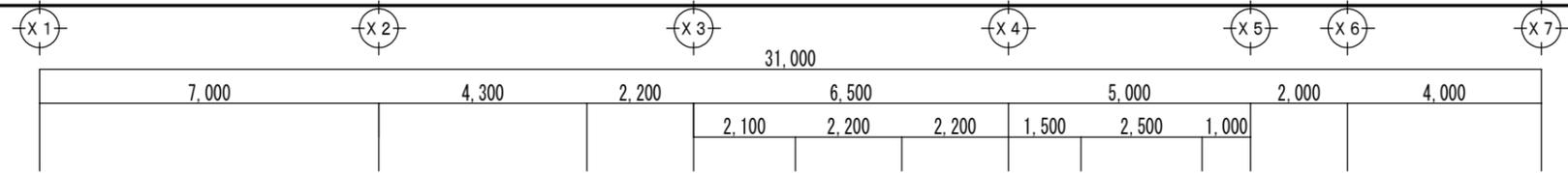
廊下	数
B 3	5
B 5	4
d 1	2
CH=2,450	

事務室	数
F 1	48
O 1	6
a 1	12
d 2	2
e 1	2
CH=2,700	

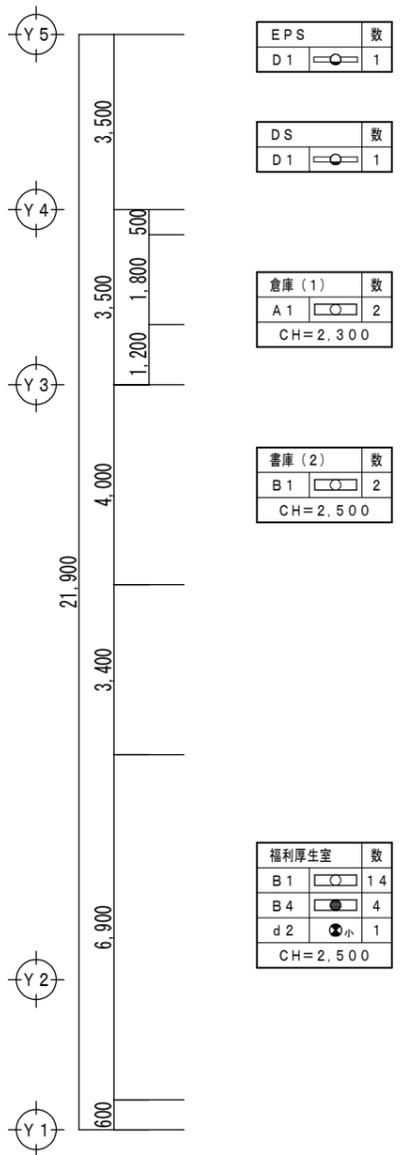


- 注記
- ✕ は、既設の撤去を示す。
  - ⚡ は、発電機回路を示す。
  - 特記なき配線及び配線器具は既設を流用する。
  - 位置ボックス及び支持金具は既設を流用する。
  - ⦿ は、既設天井点検口を示す。

4階 電灯設備図 (改修前) S=1/100



B階段	数	休憩コーナー	数	湯沸室	数	女子便所	数	男子便所	数	倉庫(2)	数	PS	数	A階段	数
b 2	1	J 1	6	B 2	1	J 1	3	J 1	3	A 1	1	D 2	1	b 2	1
b 1	1	a 1	1	L 1	1	C 1	1	C 2	1	CH=2,300				b 1	1
		CH=2,450		CH=2,350		CH=2,350		CH=2,350							



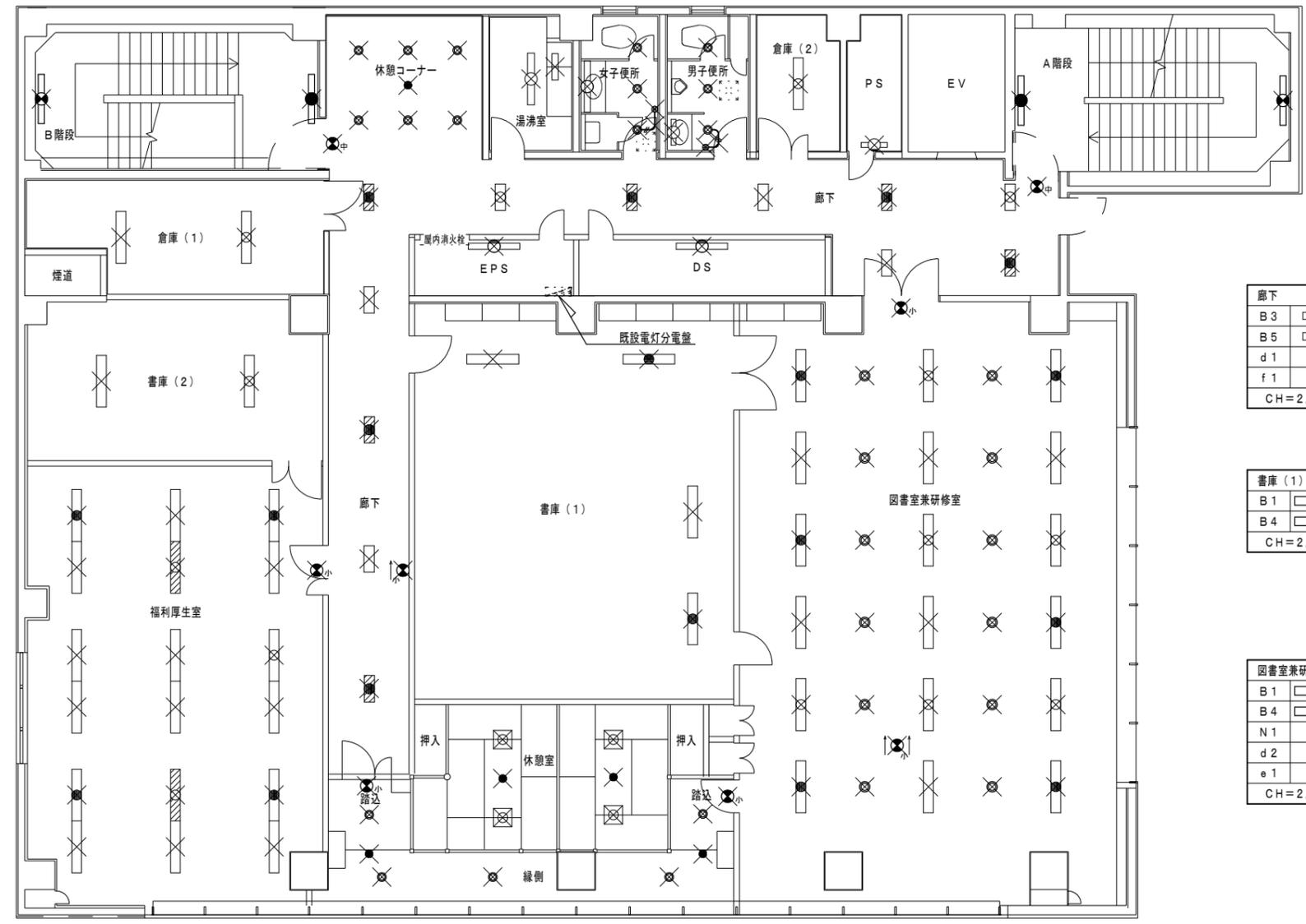
EPS	数
D 1	1

DS	数
D 1	1

倉庫(1)	数
A 1	2
CH=2,300	

書庫(2)	数
B 1	2
CH=2,500	

福利厚生室	数
B 1	14
B 4	4
d 2	1
CH=2,500	



廊下	数
B 3	6
B 5	6
d 1	2
f 1	1
CH=2,450	

書庫(1)	数
B 1	2
B 4	2
CH=2,500	

図書室兼研修室	数
B 1	12
B 4	6
N 1	12
d 2	1
e 1	1
CH=2,500	

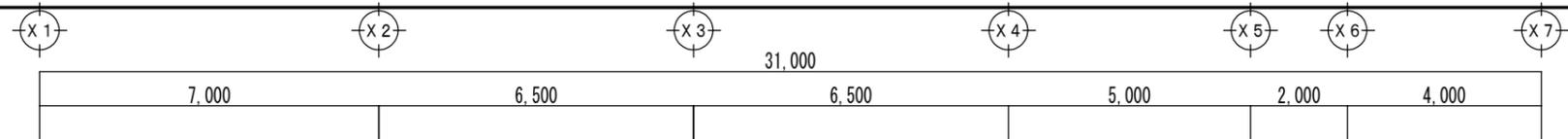
休憩室	数
I 1	4
a 1	2
CH=2,300	

緑側	数
J 1	3
a 1	2
CH=2,320	

踏込	数
J 1	2
d 2	2
CH=2,500	

5階 電灯設備図 (改修前) S=1/100

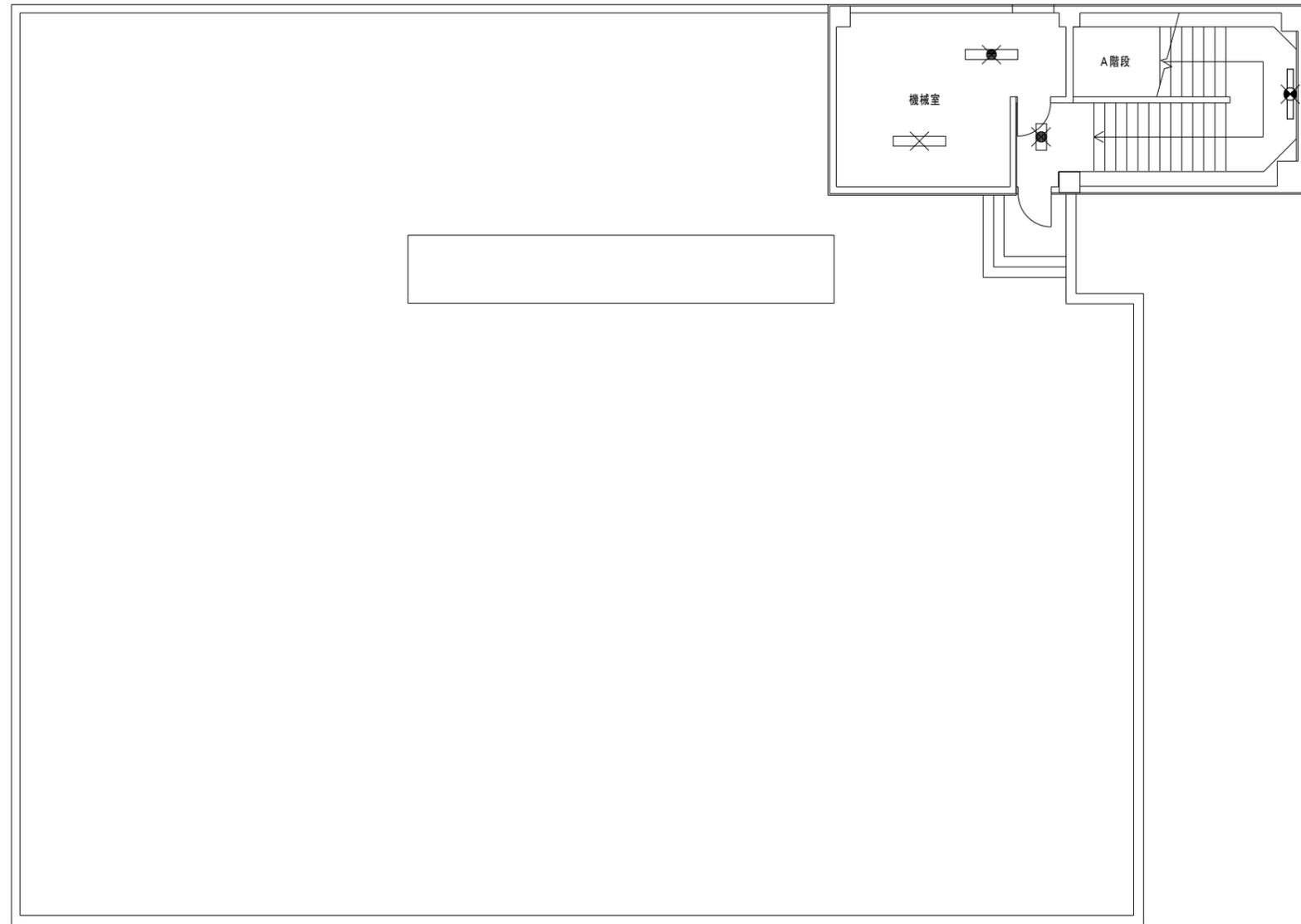
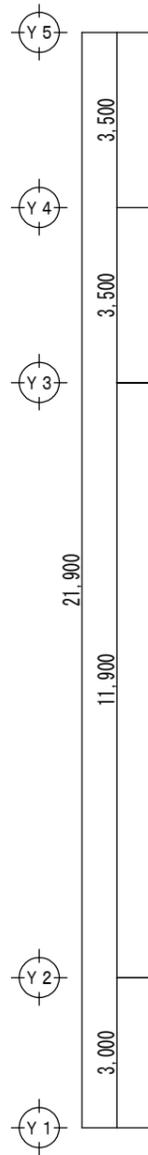
- 注記
1. は、既設の撤去を示す。
  2. は、発電機回路を示す。
  3. 特記なき配線及び配線器具は既設を流用する。
  4. 位置ボックス及び支持金具は既設を流用する。



機械室	数
E 1	1
E 2	1

廊下	数
A 2	1

A階段	数
b 1	1

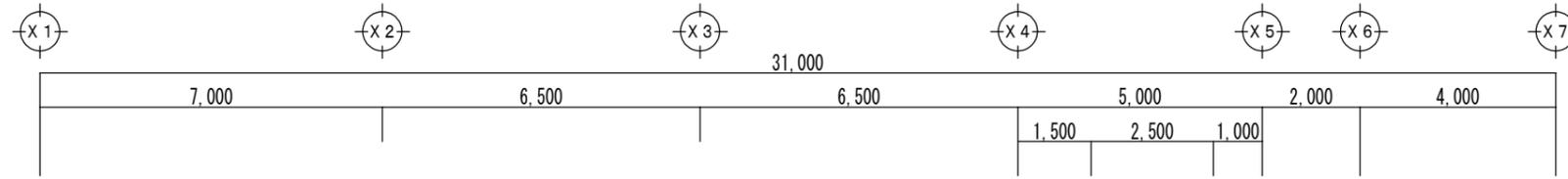


注記

1. は、既設の撤去を示す。
2. は、発電機回路を示す。
3. 特記なき配線及び配線器具は既設を流用する。
4. 位置ボックス及び支持金具は既設を流用する。

PH階 電灯設備図 (改修前) S=1/100

	徳島県企業局	●工事名 R 6企総管 総合管理推進センター 照明設備等改修工事	●図面番号 E-12	よしだ設備設計 吉田 佳弘 建築設備士登録番号 第15E1-0018RF号 吉田 佳弘 〒770-0051 徳島県徳島市北島田町1丁目24番地 TEL 088-633-2323 FAX 088-633-2323
		●図面名 PH階 電灯設備図 (改修前)	●縮尺 A3: 70.7% A2: 1/100	



倉庫 (3)	数
K1	2

B階段	数
b2	1

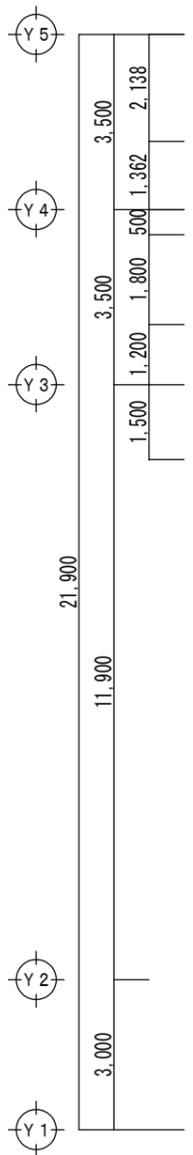
消火ポンプ室	数
C1	2
CH=2,700	

倉庫 (1)	数
A1	2
CH=2,700	

倉庫 (2)	数
A1	3
CH=2,700	

EM-IE1.6x9 (既設PF16入線)

スイッチボックスは既設流用



オイルタンク室	数
M1	3
照明器具1個につき 防爆型ボックス(4方向)1個含む	

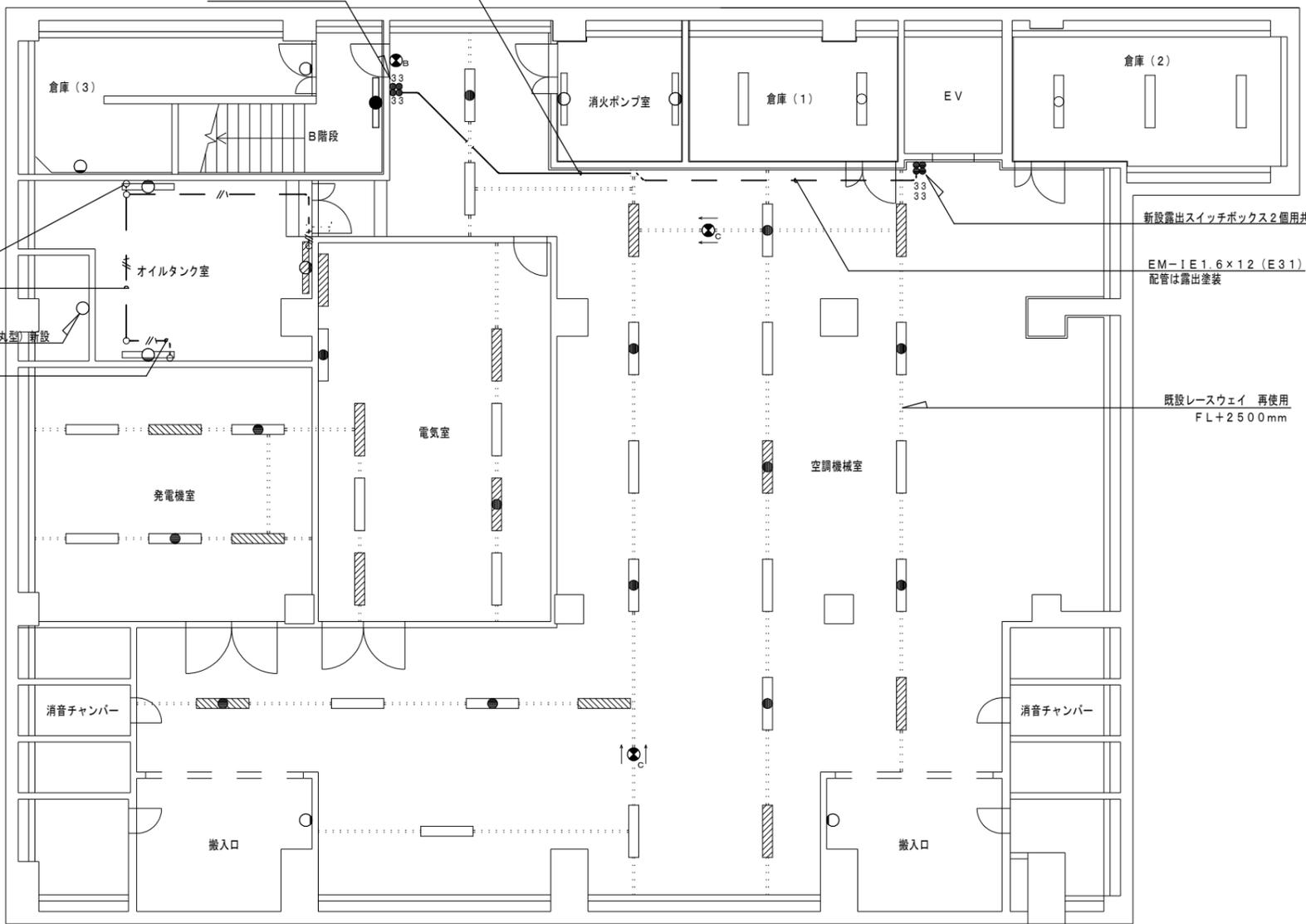
EM-IE1.6x3 (既設G16入線)

既設器具撤去後にカバープレート(新金属製・丸型)新設

EM-IE1.6x3 (新設G16入線)  
壁立上げて既設配管と接続

発電機室	数
E1	4
E2	2
取付高FL+2,500	

電気室	数
E1	7
E2	2
取付高FL+2,500	



新設露出スイッチボックス2個用共

EM-IE1.6x12 (E31)  
配管は露出塗装

既設レースウェイ 再使用  
FL+2500mm

空調機械室	数
E1	13
E2	10
d1	1
e1	2
取付高FL+2,500	

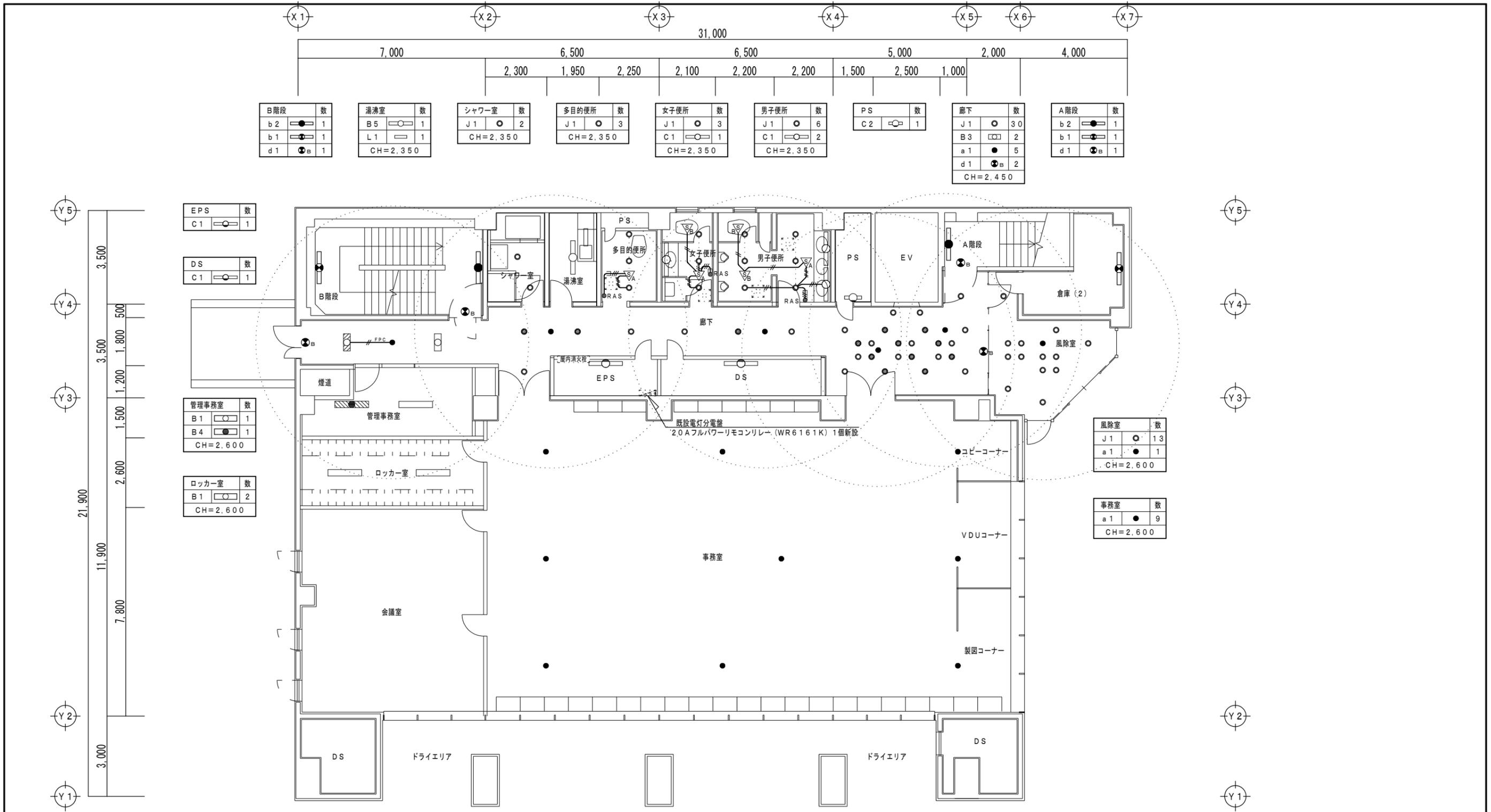
搬入口	数
G1	1

搬入口	数
G1	1

B1階 電灯設備図 (改修後) S=1/100

- 注記
1. は、発電機回路を示す。
  2. 特記なき配線及び配線器具は既設を流用する。
  3. 位置ボックス及び支持金具は既設を流用する。
  4. 本工事は消防法第17条第1項に基づいて施工を行うこと。

徳島県企業局	●工事名 R6企総管 総合管理推進センター 照明設備等改修工事	●図面番号 E-13	よしだ設備設計 吉田 佳弘 建築設備士登録番号 第15E1-0018RF号 吉田 佳弘
	●図面名 B1階 電灯設備図 (改修後)	●縮尺 A3:70.7% A2:1/100	〒770-0051 TEL 088-633-2323 徳島県徳島市北島田町1丁目24番地 FAX 088-633-2323



EPS	数
C1	1

DS	数
C1	1

管理事務室	数
B1	1
B4	1
CH=2,600	

ロッカー室	数
B1	2
CH=2,600	

B階段	数
b2	1
b1	1
d1	1

湯沸室	数
B5	1
L1	1
CH=2,350	

シャワー室	数
J1	2
CH=2,350	

多目的便所	数
J1	3
CH=2,350	

女子便所	数
J1	3
C1	1
CH=2,350	

男子便所	数
J1	6
C1	2
CH=2,350	

PS	数
C2	1

廊下	数
J1	30
B3	2
a1	5
d1	2
CH=2,450	

A階段	数
b2	1
b1	1
d1	1

風除室	数
J1	13
a1	1
CH=2,600	

事務室	数
a1	9
CH=2,600	

- 注記
- は、発電機回路を示す。
  - 特記なき配線及び配線器具は既設を流用する。
  - 位置ボックス及び支持金具は既設を流用する。
  - は、既設天井点検口を示す。

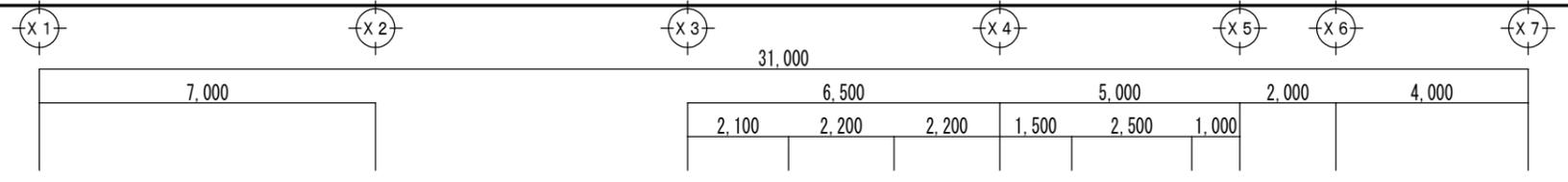
凡例	記号	名称	仕様
▽A	照明制御装置 A	親器・明るさセンサ付 検知後連続動作時間約10秒~30分可変形 AC100V 天井取付形	
▽B	照明制御装置 B	子器 熱線センサ付 子器 広角形 熱線センサ付 天井取付形	
●RAS	熱線式自動スイッチ	1P15A 1回路用 新金属プレート共	
□	天井点検口 (既設)	450×450	
○	3路スイッチ	3W15A×4 新金属プレート	

※照明制御が正常に作動するよう、既設結線替えを行うこと。

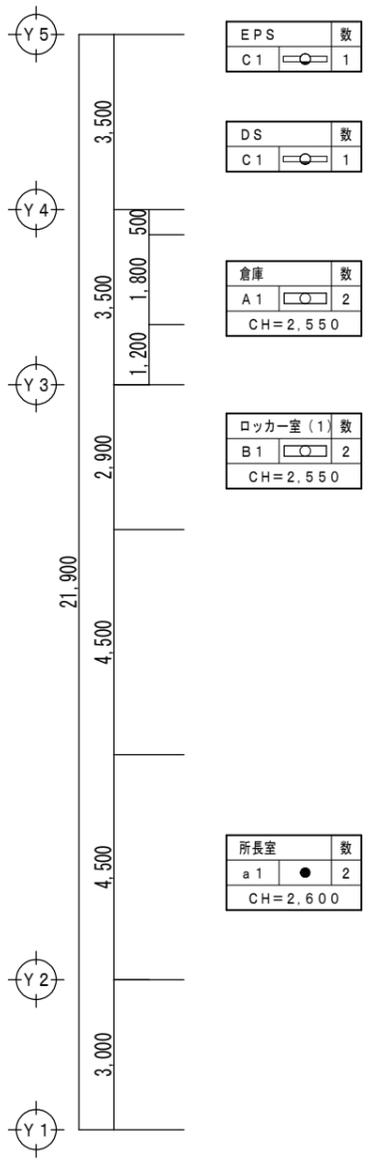
1階 電灯設備図 (改修後) S=1/100

特記なき配管・配線は下記とする。

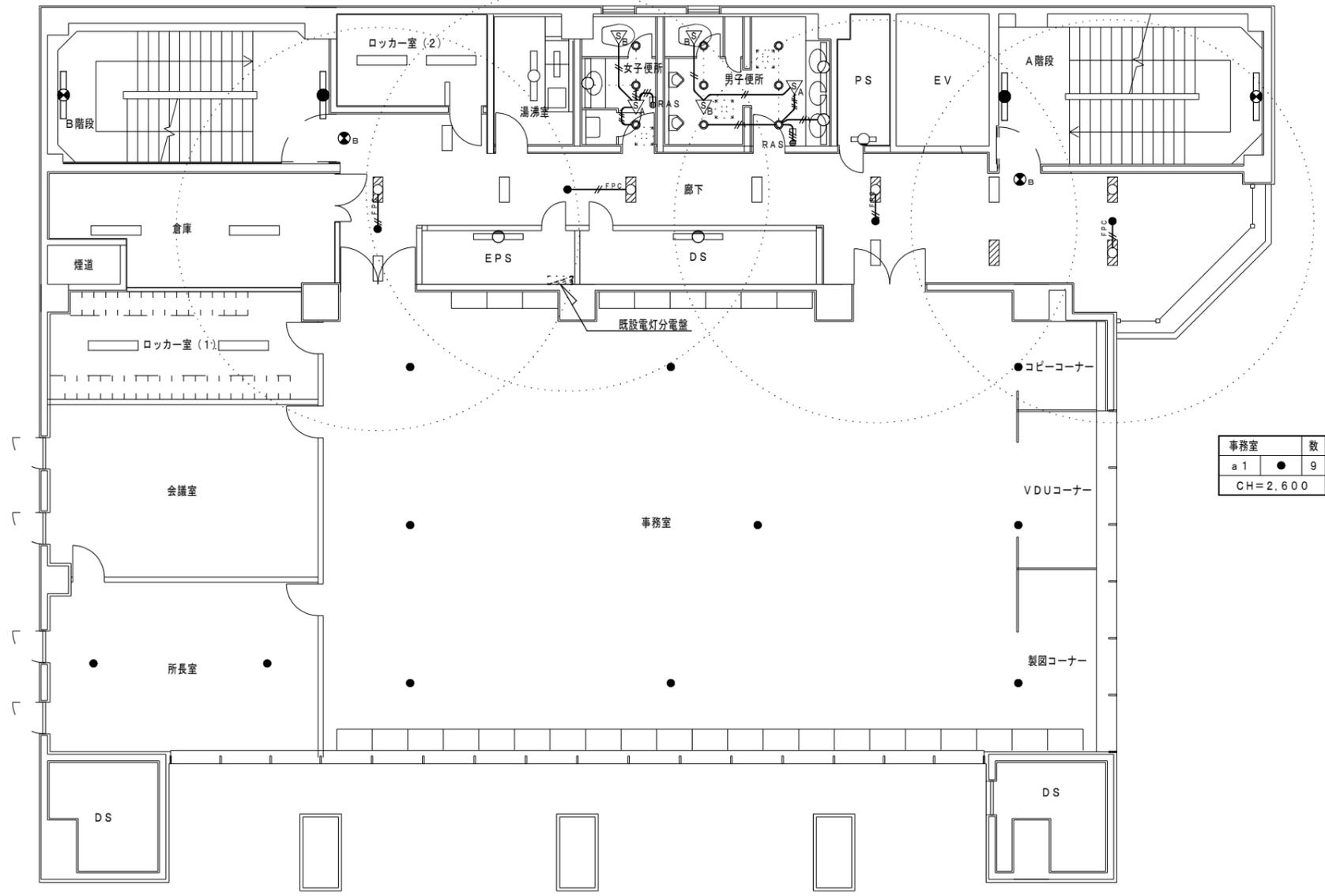
記号	線種
—	EM-EEF1.6-2C (天井内コロガシ)
—	EM-EEF1.6-3C (天井内コロガシ) (1芯アース)
—	EM-EEF1.6-3C (天井内コロガシ・立下げ既設PF管内)
—	EM-EEF1.6-2C+3C (天井内コロガシ) (1芯アース)
—	EM-IE1.6×3 (G16露出塗装) (1芯アース)
—	EM-FP-C1.6-2C (天井内コロガシ)
—	既設電線



<b>B階段</b>	数	<b>ロッカー室(2)</b>	数	<b>湯沸室</b>	数	<b>女子便所</b>	数	<b>男子便所</b>	数	<b>PS</b>	数	<b>廊下</b>	数	<b>A階段</b>	数
b2	1	B1	2	B5	1	J1	3	J1	6	C2	1	B3	12	b2	1
b1	1	CH=2,550		L1	1	C1	1	C1	2			a1	4	b1	1
				CH=2,350		CH=2,350		CH=2,350				d1	2		
												CH=2,450			



<b>EPS</b>	数	<b>倉庫</b>	数	<b>ロッカー室(1)</b>	数	<b>所長室</b>	数
C1	1	A1	2	B1	2	a1	2
		CH=2,550		CH=2,550		CH=2,600	

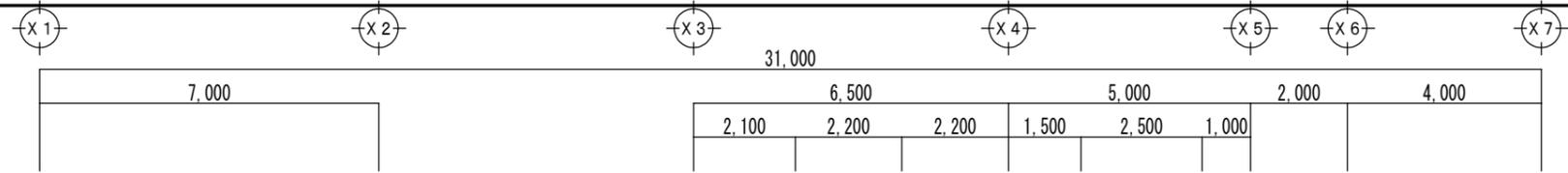


<b>事務室</b>	数
a1	9
CH=2,600	

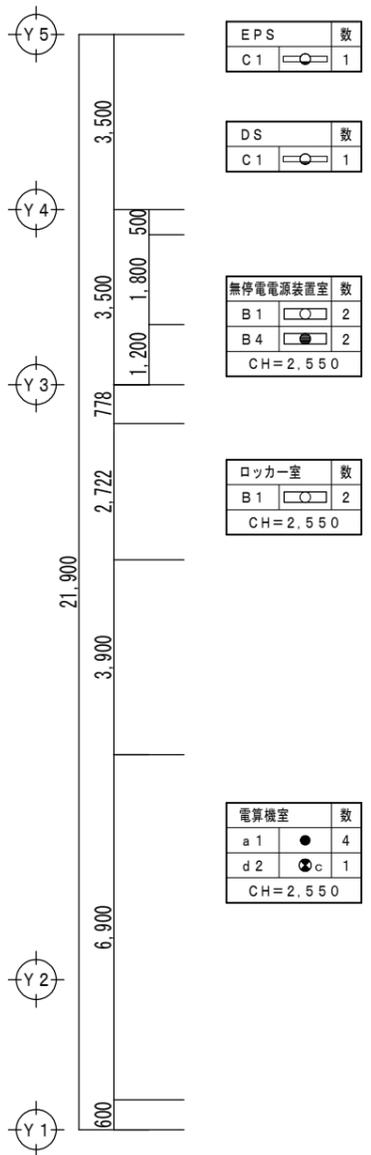
- 注記
1. は、発電機回路を示す。
  2. 特記なき配線及び配線器具は既設を流用する。
  3. 位置ボックス及び支持金具は既設を流用する。
  4. は、既設天井点検口を示す。

2階 電灯設備図 (改修後) S=1/100

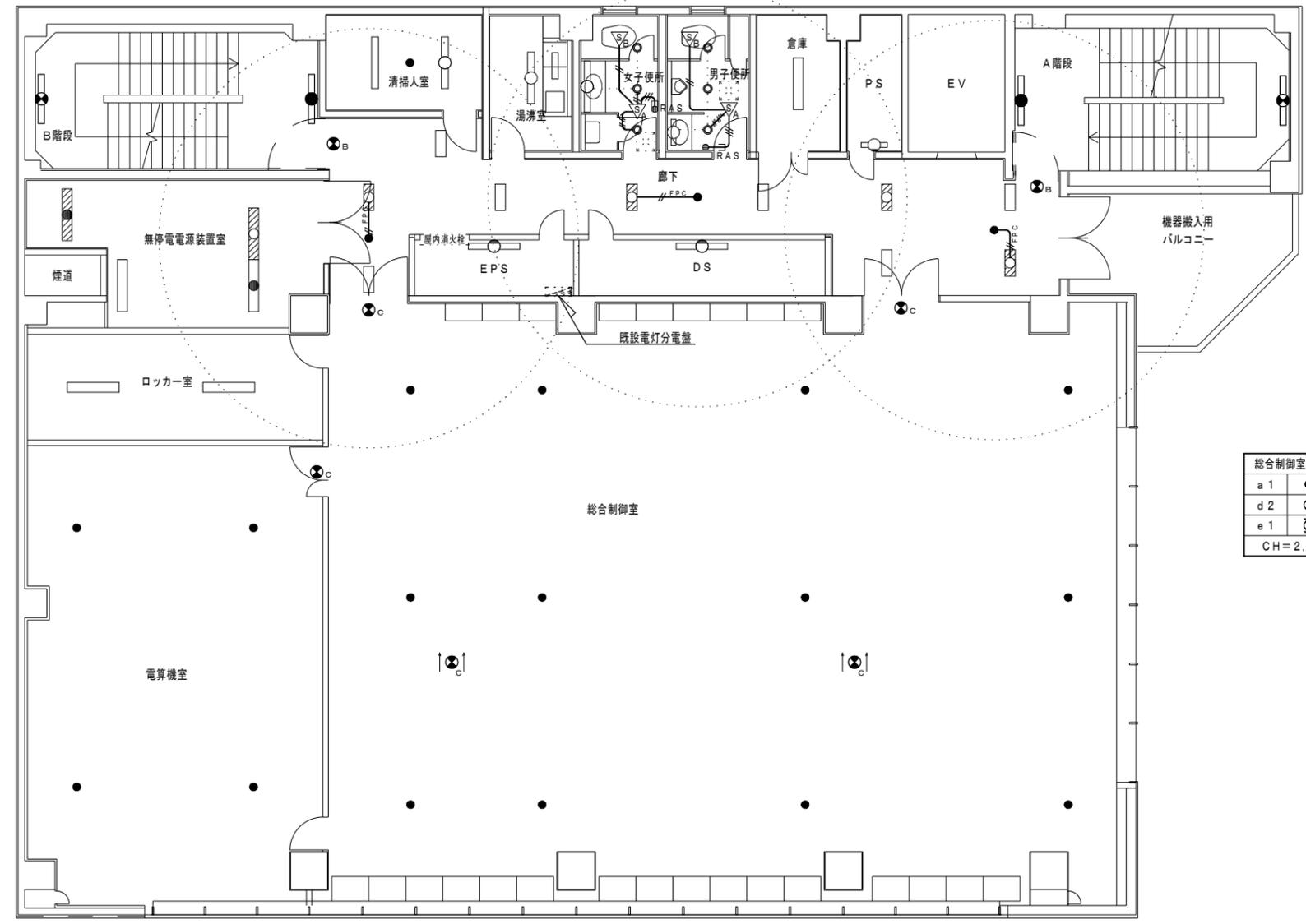
徳島県企業局	●工事名 R6企総管 総合管理推進センター 照明設備等改修工事	●図面番号 E-15	よしだ設備設計 吉田 佳弘 建築設備士登録番号 第15E1-0018RF号 吉田 佳弘 〒770-0051 徳島県徳島市北島田町1丁目24番地 TEL 088-633-2323 FAX 088-633-2323
	●図面名 2階 電灯設備図 (改修後)	●縮尺 A3:70.7% A2:1/100	



<b>B階段</b>	数	<b>清掃入室</b>	数	<b>湯沸室</b>	数	<b>女子便所</b>	数	<b>男子便所</b>	数	<b>倉庫</b>	数	<b>PS</b>	数	<b>廊下</b>	数	<b>A階段</b>	数
b 2	1	B 2	2	B 5	1	J 1	3	J 1	3	A 1	1	C 2	1	B 3	10	b 2	1
b 1	1	a 1	1	L 1	1	C 1	1	C 2	1					a 1	3	b 1	1
		CH=2,550		CH=2,350		CH=2,350		CH=2,350						d 1	2		
														CH=2,450			



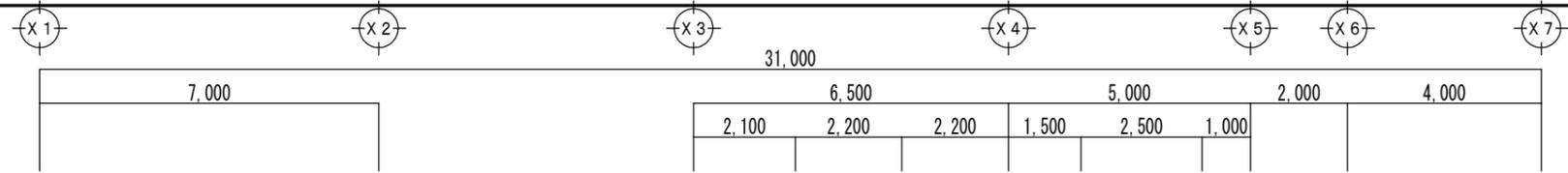
<b>EPS</b>	数	<b>DS</b>	数	<b>無停電源装置室</b>	数	<b>ロッカー室</b>	数	<b>電算機室</b>	数
C 1	1	C 1	1	B 1	2	B 1	2	a 1	4
				B 4	2	CH=2,550		d 2	1
				CH=2,550				CH=2,550	



<b>総合制御室</b>	数
a 1	12
d 2	2
e 1	2
CH=2,800	

- 注記
1. は、発電機回路を示す。
  2. 特記なき配線及び配線器具は既設を流用する。
  3. 位置ボックス及び支持金具は既設を流用する。
  4. は、既設天井点検口を示す。

3階 電灯設備図 (改修後) S=1/100

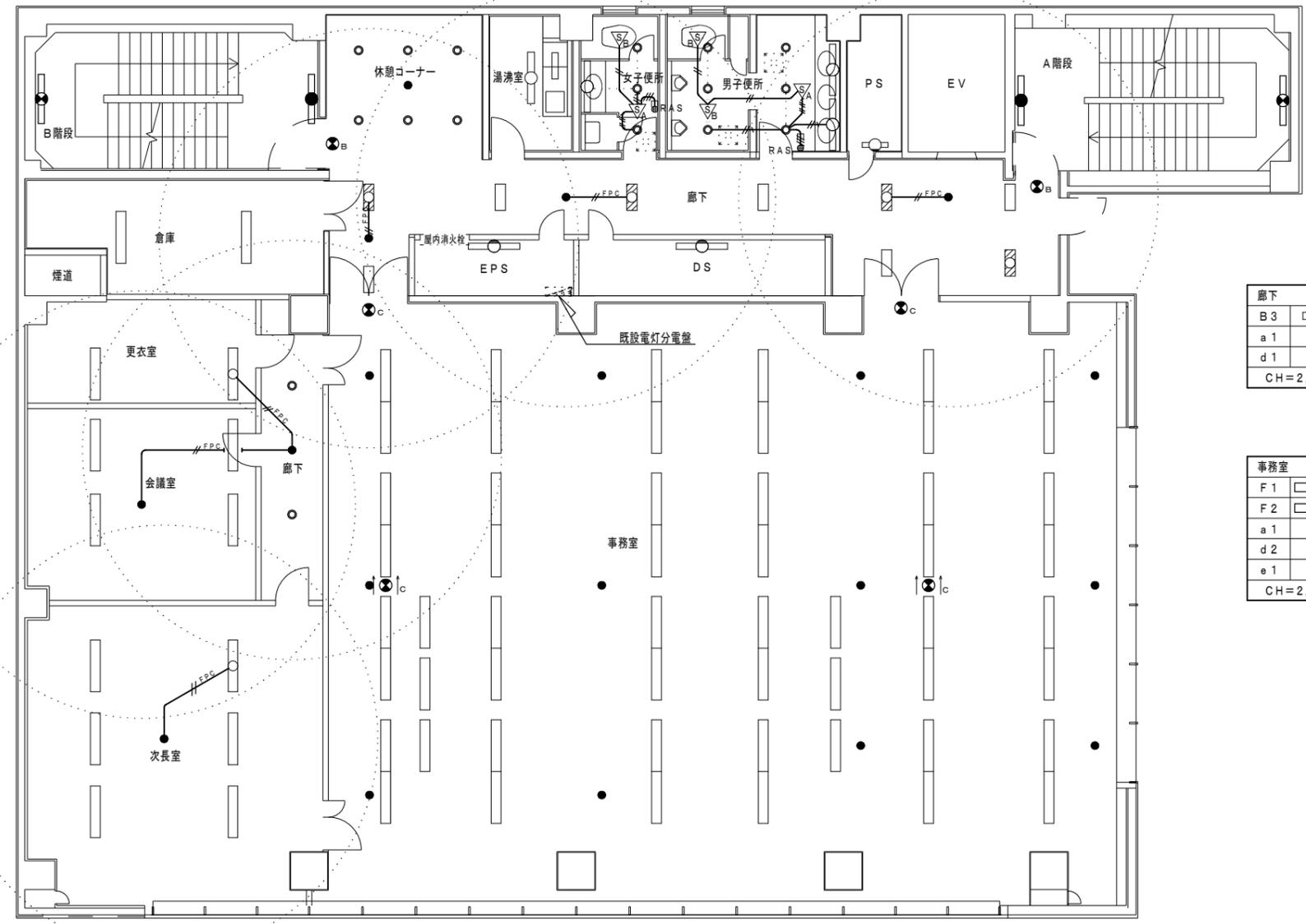


<b>B階段</b>	数	<b>休憩コーナー</b>	数	<b>湯沸室</b>	数	<b>女子便所</b>	数	<b>男子便所</b>	数	<b>PS</b>	数	<b>A階段</b>	数
b 2	1	J 1	6	B 5	1	J 1	3	J 1	6	C 2	1	b 2	1
b 1	1	a 1	1	L 1	1	C 1	1	C 1	2			b 1	1
		CH=2,450		CH=2,350		CH=2,350		CH=2,350					

<b>EPS</b>	数	<b>DS</b>	数	<b>倉庫</b>	数	<b>更衣室</b>	数	<b>会議室</b>	数	<b>廊下</b>	数	<b>次長室</b>	数
C 1	1	C 1	1	A 1	2	B 1	2	B 1	4	J 1	2	F 1	6
				CH=2,550		CH=2,700		CH=2,700		CH=2,700		CH=2,700	

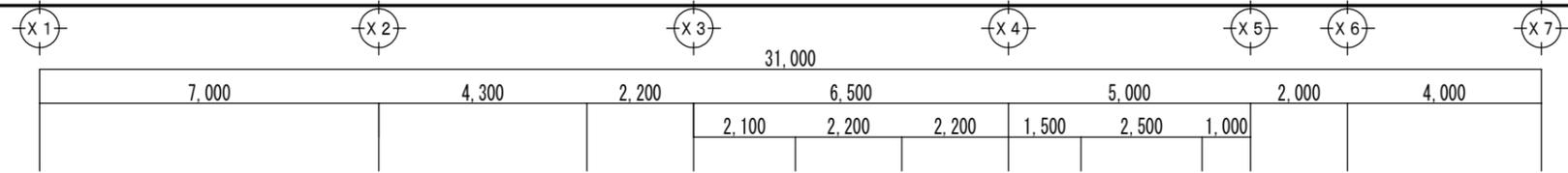
<b>廊下</b>	数
B 3	9
a 1	3
d 1	2
CH=2,450	

<b>事務室</b>	数
F 1	6
F 2	48
a 1	12
d 2	2
e 1	2
CH=2,700	

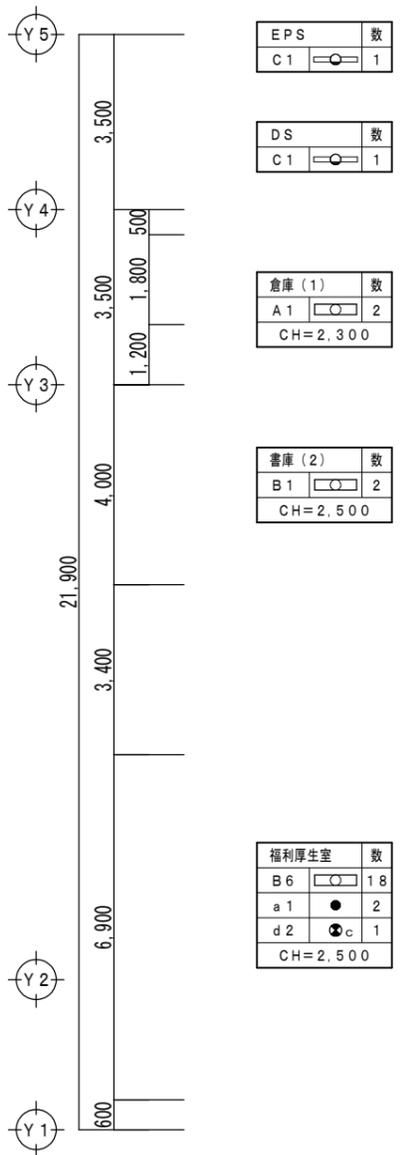


4階 電灯設備図 (改修後) S=1/100

- 注記
1. は、発電機回路を示す。
  2. 特記なき配線及び配線器具は既設を流用する。
  3. 位置ボックス及び支持金具は既設を流用する。
  4. は、既設天井点検口を示す。



<b>B階段</b>	数	<b>休憩コーナー</b>	数	<b>湯沸室</b>	数	<b>女子便所</b>	数	<b>男子便所</b>	数	<b>倉庫(2)</b>	数	<b>PS</b>	数	<b>A階段</b>	数
b 2	1	J 1	6	B 2	1	J 1	3	J 1	3	A 1	1	C 2	1	b 2	1
b 1	1	a 1	1	L 1	1	C 1	1	C 2	1	CH=2,300				b 1	1
		CH=2,450			CH=2,350			CH=2,350							



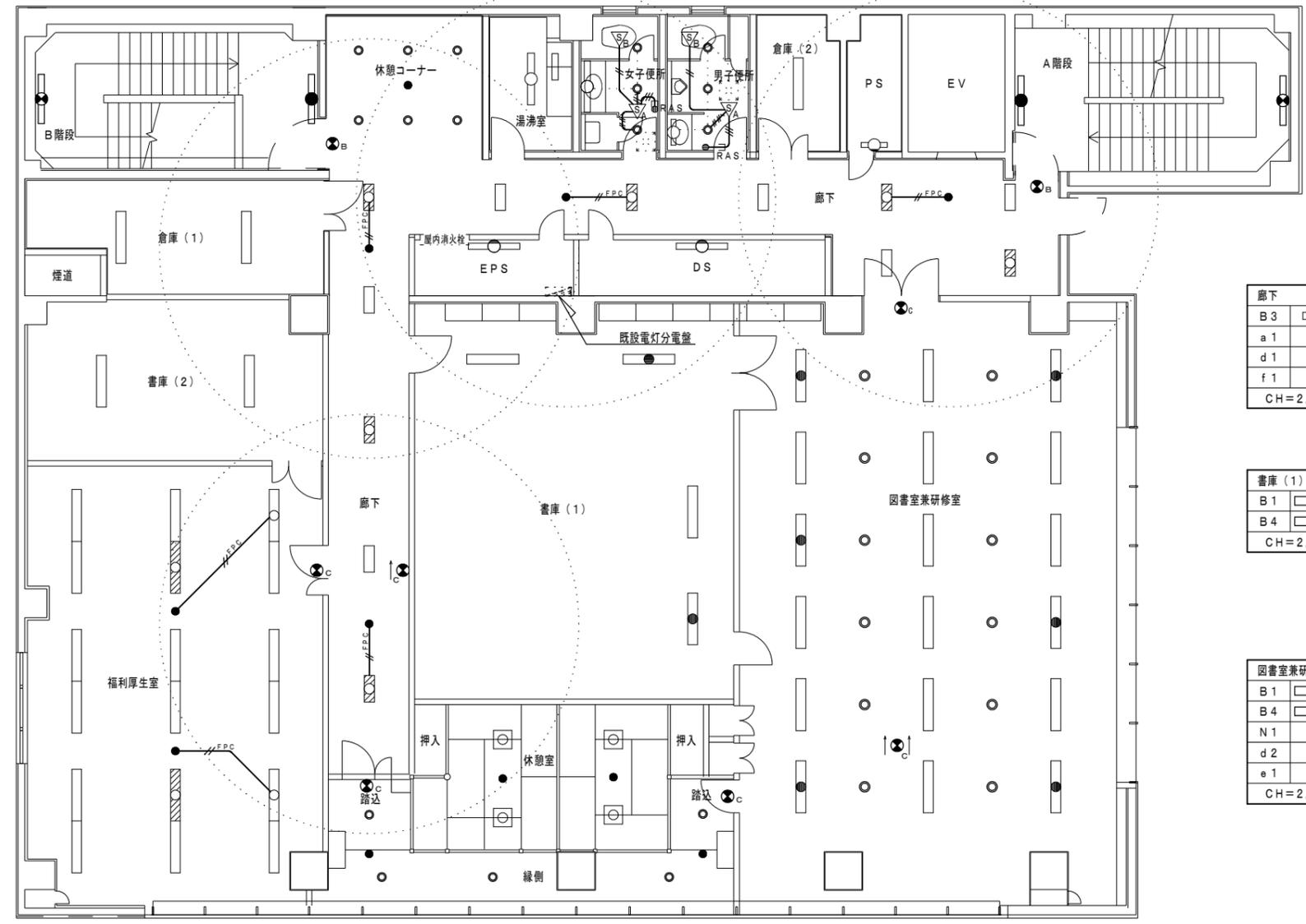
<b>EPS</b>	数
C 1	1

<b>DS</b>	数
C 1	1

<b>倉庫(1)</b>	数
A 1	2
CH=2,300	

<b>書庫(2)</b>	数
B 1	2
CH=2,500	

<b>福利厚生室</b>	数
B 6	18
a 1	2
d 2	1
CH=2,500	



<b>廊下</b>	数
B 3	12
a 1	4
d 1	2
f 1	1
CH=2,450	

<b>書庫(1)</b>	数
B 1	2
B 4	2
CH=2,500	

<b>図書室兼研修室</b>	数
B 1	12
B 4	6
N 1	12
d 2	1
e 1	1
CH=2,500	

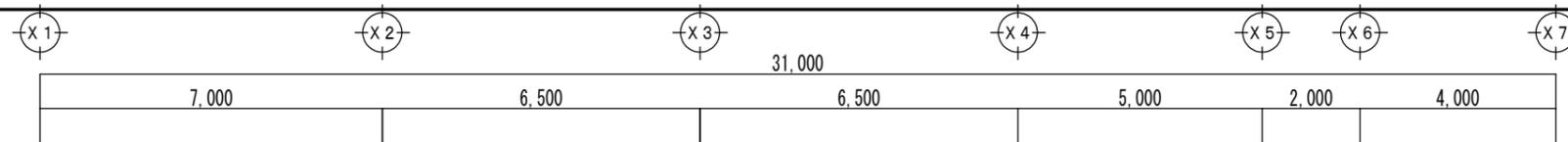
<b>休憩室</b>	数
I 1	4
a 1	2
CH=2,300	

<b>縁側</b>	数
J 1	3
a 1	2
CH=2,320	

<b>踏込</b>	数
J 1	2
d 2	2
CH=2,500	

5階 電灯設備図 (改修後) S=1/100

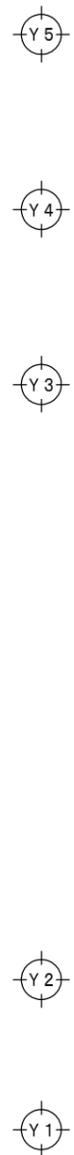
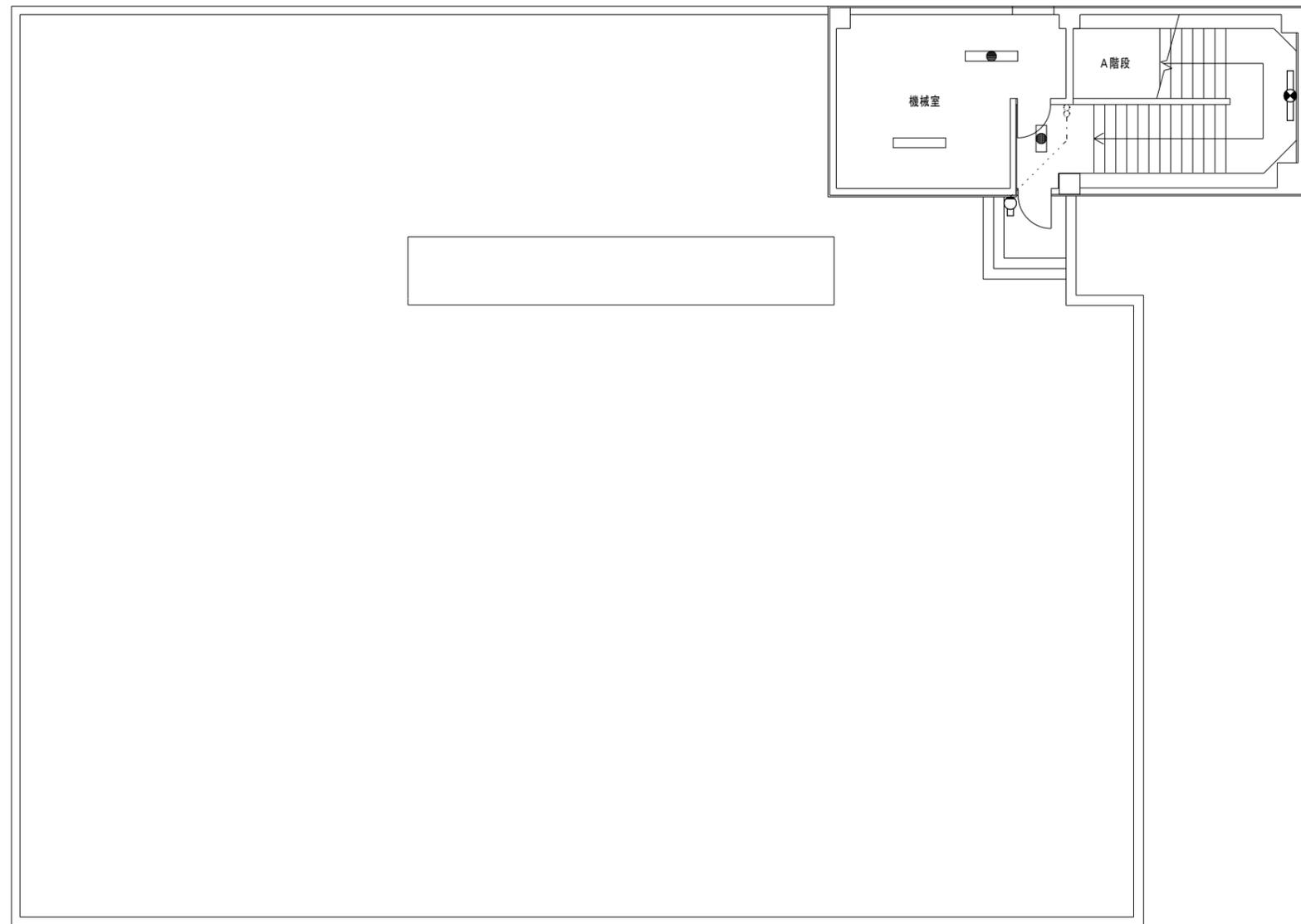
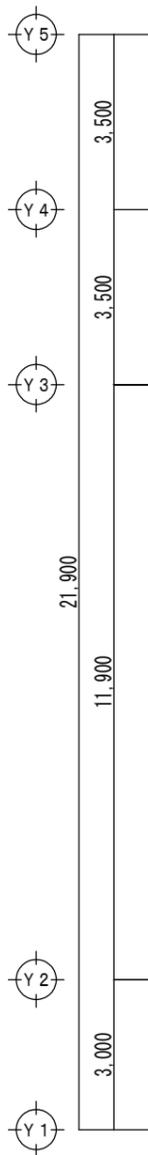
注記  
 1. 〰〰〰は、発電機回路を示す。  
 2. 特記なき配線及び配線器具は既設を流用する。  
 3. 位置ボックス及び支持金具は既設を流用する。



機械室	数
E 1	1
E 2	1

廊下	数
A 2	1
R 1	1

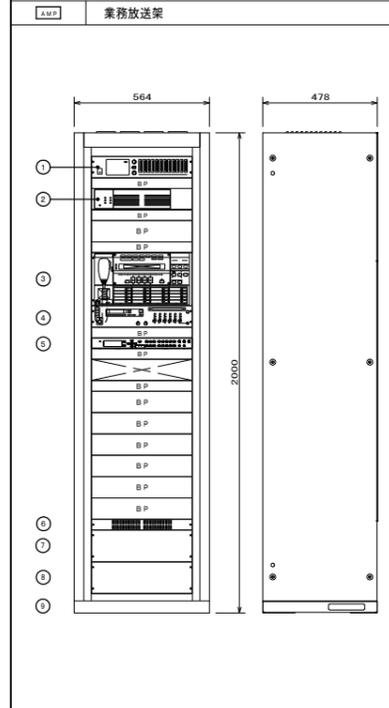
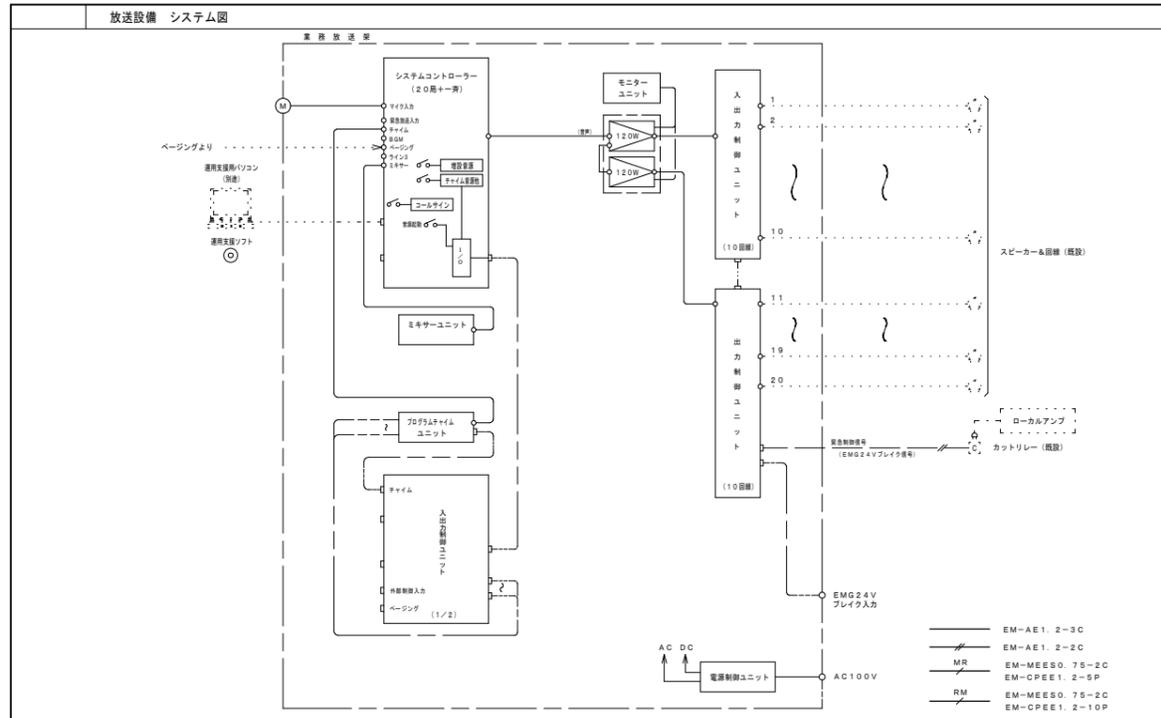
A階段	数
b 1	1



PH階 電灯設備図 (改修後) S=1/100

- 注記
1. は、発電機回路を示す。
  2. 特記なき配線及び配線器具は既設を流用する。
  3. 位置ボックス及び支持金具は既設を流用する。

徳島県企業局	●工事名 R 6企総管 総合管理推進センター 照明設備等改修工事	●図面番号 E-19	よしだ設備設計 吉田 佳弘 建築設備士登録番号 第15E1-0018RF号 吉田 佳弘 〒770-0051 徳島県徳島市北島田町1丁目24番地 TEL 088-633-2323 FAX 088-633-2323
	●図面名 PH階 電灯設備図 (改修後)	●縮尺 A3: 70.7% A2: 1/100	



番号	名称	数量	備考
①	モニターユニット	1	
②	デジタルアンプ (240W)	1	
③	システムコントローラー	1	
④	ミキサーユニット	1	
⑤	プログラムチャイムユニット	1	
⑥	電源制御ユニット	1	
⑦	入力制御ユニット	1	
⑧	出力制御ユニット (10回線)	1	
⑨	収納架	1	

BP: ブランクパネル (定数)

項目	仕様
電源	AC100V 50/60Hz
定格出力	240W
周波数	20局
回路数	20回路

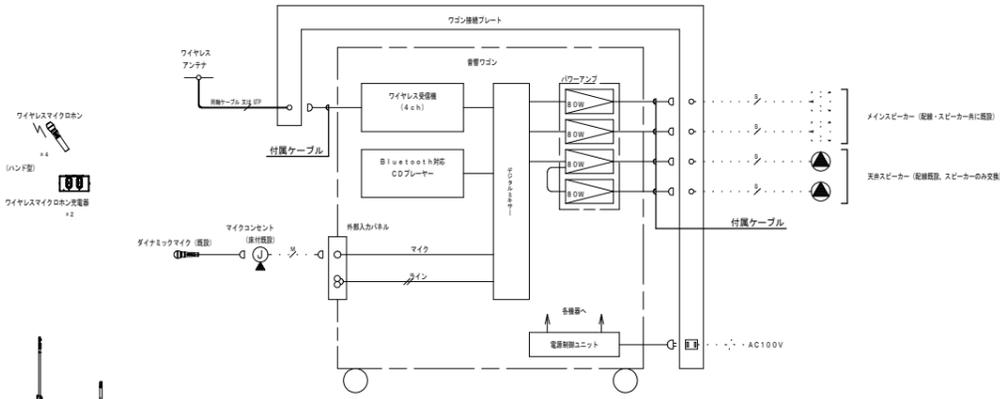
項目	仕様
音声入力	12系統 (1系統4入力切替)
入力レベル/音量	100Vライン又はライン入力/1W 音量調整付
デジタルアンプ	
定格出力	240W (120W+120W並列接続時)
周波数特性	50Hz~15kHz
異常検出出力	2端子 (内部接続)

項目	仕様
システムコントローラー	
遠局制御	20局+優先及び一斉放送
緊急・業務内蔵音源	チャイム (ウエストミスターの他) 82ヶ数送. 緊急地震速報他
増設可能音源	15個迄 合計で15分以内
緊急起動 (前面パネル)	緊急放送スイッチ×3 (内蔵音源起動又はマイク放送用)
ライン	-2dBV 10kΩ 平衡
ページング	-22dBV 10kΩ 平衡
音声出力	0dBV 600Ω以上 平衡
音響調整 (前面パネル)	4系統 (本機マイク, BGM, ライン1, ライン2)
コールサイン	上り4音/下り4音 (オシジナルコールサインへ変更可)
液晶表示	放送状態, 異常表示 (過熱, 回線短絡, 音電池) 他
PC接続I/F	RS-232C
タイマー機能	8種 (7~11音 (連発プログラム/無2回), 8音プログラム×1)
プログラム起動	20系統 (内蔵音源及び放送先制御用)
内蔵時計精度	偏差±0.7秒以内 (平均温度25℃)
時刻補正入力	観時計, FM音声, 無電圧検出 (電波時計)
その他	運用支援ソフト

項目	仕様
ミキサーユニット	
入力回路	マイク×2 ライン×6
出力回路	ライン×2 録音×1
その他	AM/FMチューナ内蔵
プログラムチャイムユニット	
プログラムタイマー	連発/無発スケジュール設定可能
時刻精度	偏差±0.7秒以内 (25℃)
時刻補正入力	NTPサーバー, 観時計, 時報音声, 接点
記録メディア	SD/SDHCメモリーカード 2GB*32GB
内蔵音源	8曲固定 (ウエストミスターの他, コールサイン他)
外部制御入力	8回路
制御出力	10回路, 動作中出力×1回路
その他 (付加機能)	ライン入力 (内蔵・SD音源ミキシング機能付き)
電源制御ユニット	
電源	AC100V 38A (A及びB系統合計)
コンセント	非常用×2 ACコンセント×8
DC電源出力	DC24V 最大3.6A
入出力制御ユニット	
入出力制御	リモコンマイク×6, マルチリモコン×8, 外部制御×10
PA入力	2入力まで (480W/入力)
スピーカー端子	10回線 (200W/回線)
緊急制御信号	EMG24Vフレイク信号 1系統
汎用出力	10 (接点×6, オープンコレクタ×5)
出力制御ユニット (10回線)	
スピーカー端子	10回線 (200W/回線)
PA入力	2入力まで (480W/入力)
非常 (緊急) 制御信号	2系統 (EMG24Vフレイク信号)

※ 各寸法は参考値とする。  
 ※ 各仕様及びケーブル種別は参考規格であり、機器構成を満たしていればこれによらないことができる。

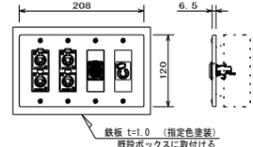
会議室 音響設備 システムブロック図



ワイヤレスマイク (ハンド型) x4  
ワイヤレスマイク (卓上型) x1  
マイクスタンド (卓上型) x1

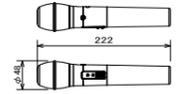
※ 付属ケーブル  
スピーカーケーブル (5m) コネクター付 4本  
同軸ケーブル (50V用, 5m) コネクター付 又は LANケーブル (Cat6, 5m) コネクター付 1本  
... 既設 4S6  
... 既設 L-E6AT  
... 既設 球350V 又は 球300V

ワゴン接続プレート



使用コネクター	XLR4-31F-77 x4 (スピーカー)
	NE8FDV-Y110 x1 (ワイヤレス)
	WN1161 x1 (電源)

ワイヤレスマイク (ハンド型)



使用周波数	1.9GHz帯 (DECT準拠方式)
使用マイク	単一指向性エレクトレット・コンデンサーマイク
周波数特性	100Hz~15kHz
外部入力	1系統: ラインイン-14dBV φ3.5mmステレオミニジャック (モノラルミックス)
使用電池	単3形充電池ニッケル水素電池×1個 または、単3形アルカリ乾電池×1個
電池寿命 (25℃連続使用)	約8時間 (単3形ニッケル水素電池K-3MCC使用時) 約6時間 (単3形アルカリ乾電池LR6XJ使用時) 約8時間 (単3形アルカリ乾電池LR6NJ使用時)

マイクスタンド (卓上型)



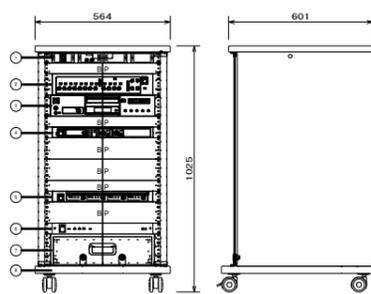
スタンドねじ	PF1/2×14
--------	----------

マイクスタンド (フロア型)



スタンドねじ	3/8-16UNC PF1/2×14 (交換ねじ使用時)
--------	---------------------------------

音響ワゴン



番号	名称	数量	備考
①	外部入力パネル	1	
②	デジタルミキサー	1	
③	Bluetooth対応CDプレーヤー	1	
④	ワイヤレス受信機 (4ch)	1	
⑤	パワーアンプ (80W×4)	1	
⑥	電源制御ユニット	1	
⑦	引き出しユニット	1	
⑧	収納ワゴン本体	1	

B.P.: ブランクパネル

外部入力パネル	
使用コネクター	XLR3-31-F77 x1 (マイク)
	RJ-R x2 (ライン)
デジタルミキサー	
周波数特性	20Hz~20kHz
入力	モノラル×8, ステレオ×4
出力	メイン×2, モノラル×2, REC×1
機能	ハウリングサプレッサー×4, EQ×8, VCA×4 ステレオミューズ (オート/マニュアル), パーソナル (4)
AD/D/A変換	24bit
Bluetooth対応CDプレーヤー	
使用メディア	CD, CD-ROM, CD-R, CD-RW (12cm/8cm)
再生ファイル形式	CD-DA, WAV, MP2, MP3
再生チャンネル	2チャンネル
アナログ入力	3.5mm ステレオミニジャック
アナログ出力	RCAピンジャック
機能	Bluetooth接続 (最大8台)

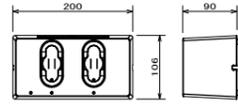
ワイヤレス受信機 (4ch)	
ワイヤレスアンテナ接続	8ポート, RJ-45コネクター
増設ワイヤレス受信機接続	1ポート, RJ-45コネクター
音声入力	1系統: 補助入力 -10dBV 平衡600Ω コネクター端子台
音声出力	2系統: チャンネル出力 -10dBV 平衡600Ω 1系統: ミキシング出力 -10dBV/-50dBV 平衡600Ω コネクター端子台
ネットワーク接続端子	1ポート, 100BASE-TX, RJ-45コネクター
設定保守用接続端子	1ポート, Micro USB Type-B
パワーアンプ (80W×4)	
定格出力	80W×4 (8Ω)
	110W×4 (4Ω), 220W×2 (BTL)
周波数特性	20Hz~20kHz
クロストーク	-70dB以下 (1kHz)
電源制御ユニット	
電源	AC100V 50/60Hz
AC電源容量	全コンセント合計最大14.8A以下
電源コンセント	11 (連続×6, 非連続×2)
端子接続	外部電源制御入力端子×1回路 非常用放電設備端子×1回路 増設用制御出力端子×1挿点
引き出しユニット	
本体	SPCCマンセNo. N1.5 (従動) 手動 横付仕様
特長	引出し底面ウレタンマット敷き
内寸	引出し有効内寸: W380×H107×D323
付属品	機器取付化粧ボルト: 4個
収納ワゴン本体	
本体	化粧合板
扉	強化ガラス カギ付 (270°開閉可)
中間棚	1枚付 (W482×H17×D400)
キャスター	φ60ツイン 4個 (ストッパー付2個)

天井スピーカー



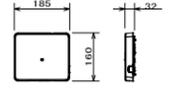
形式	フルレンジバスレフ形
許容入力	120/60W (連続プログラム入力/RMS)
入力インピーダンス	8Ω
出力音圧レベル	87dB (1W/1m)
周波数特性	90Hz~20kHz
使用スピーカー	1.2cmコンコンユニット
仕上げ	本体: 樹脂, パネル: パンチングネット

ワイヤレスマイク用充電器



電源	AC100V 50Hz/60Hz (付属品専用ACアダプタ使用)
充電口数	2口
充電方式	非接触 (無挿入) 充電
その他	充電電池パック共

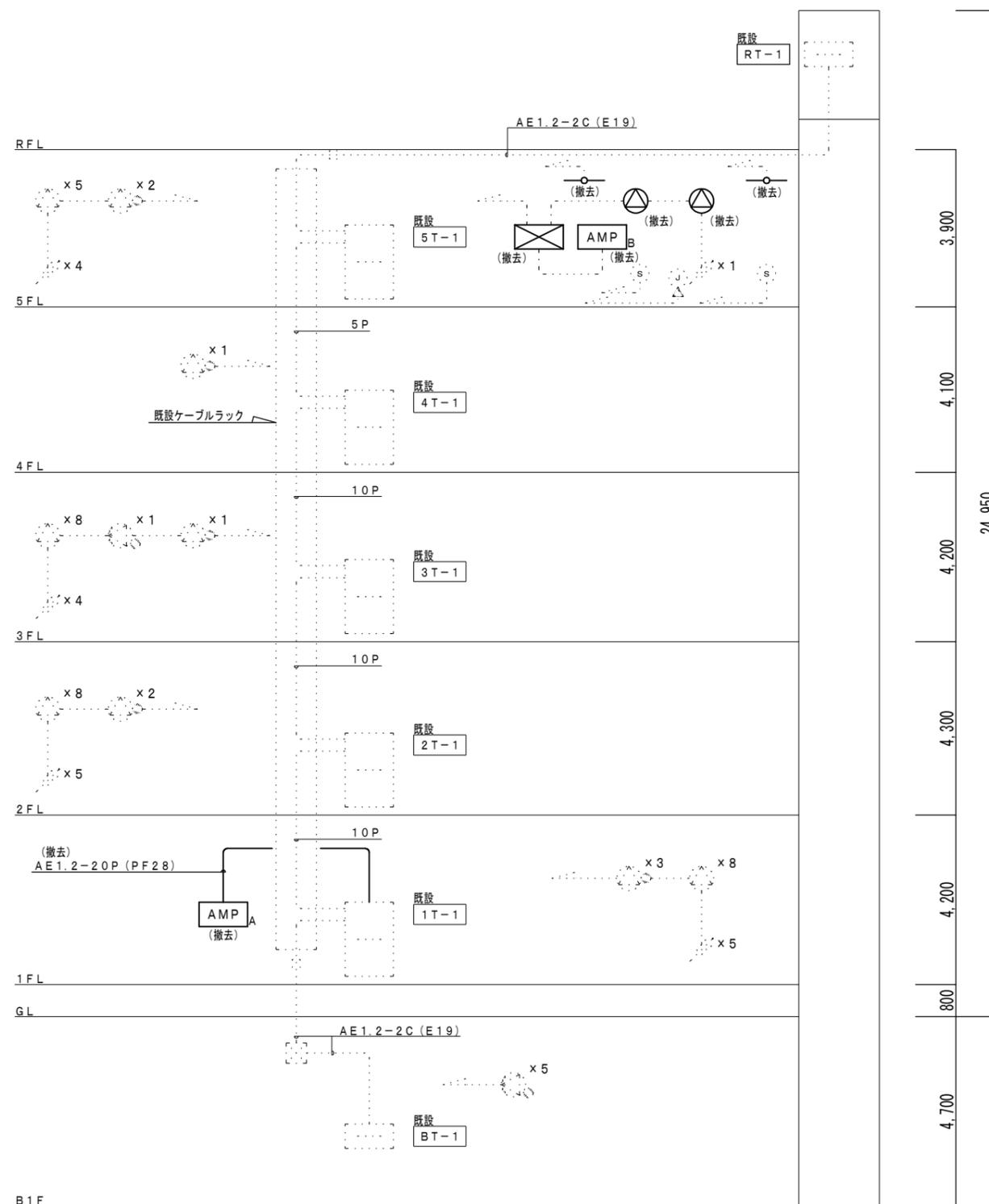
ワイヤレスアンテナ



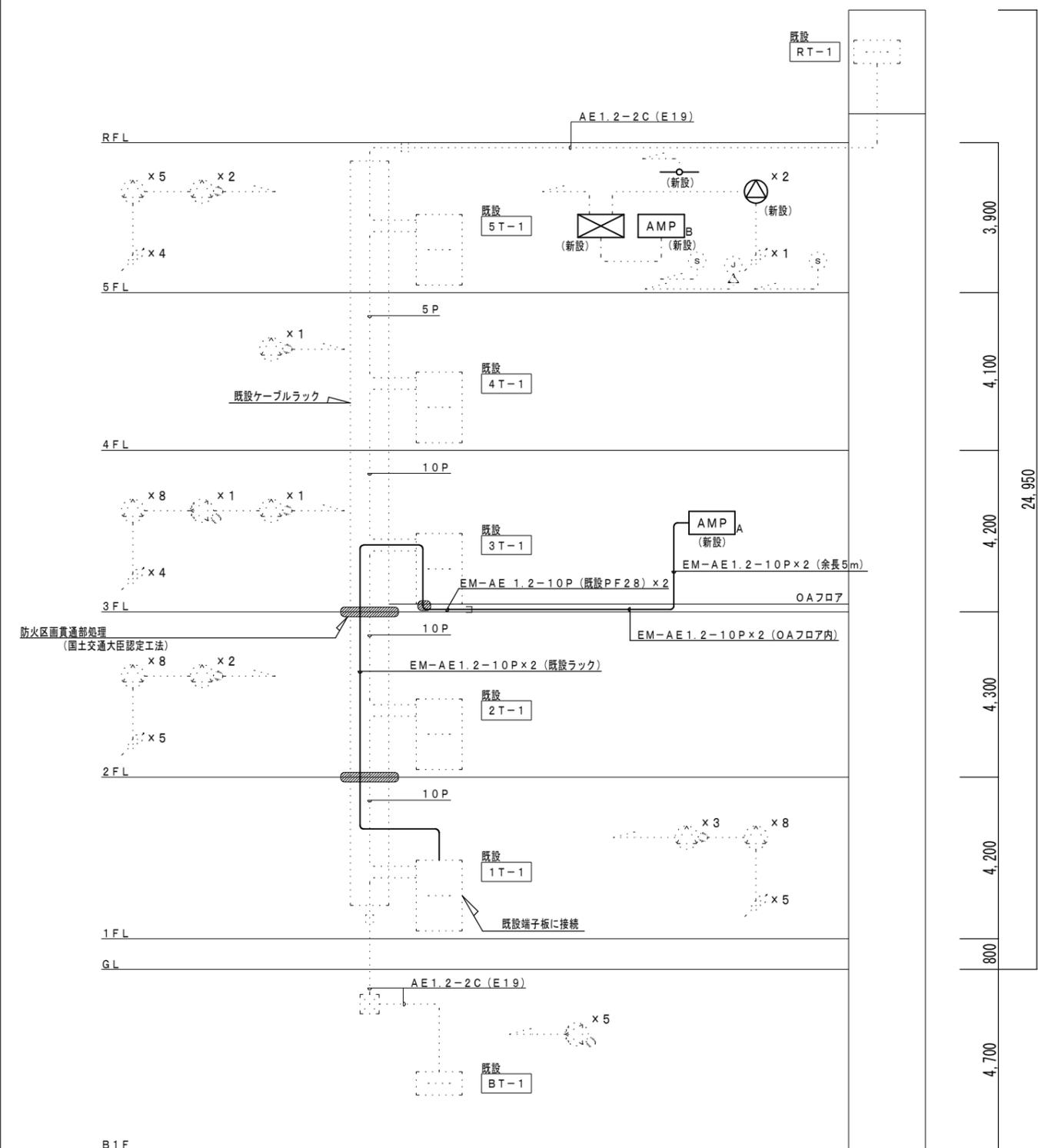
使用周波数	1.9GHz帯 (DECT準拠方式)
電源	DC2.4V, RJ-45コネクター ワイヤレス受信機またはアンテナ給電ユニットより給電
無線	内蔵アンテナ, ダイバーシティ受信

※ 各寸法は参考値とする。  
※ 各仕様及びケーブル種別は参考規格であり、機器構成を満たしていればこれによらないことができる。

改修前 → 改修後

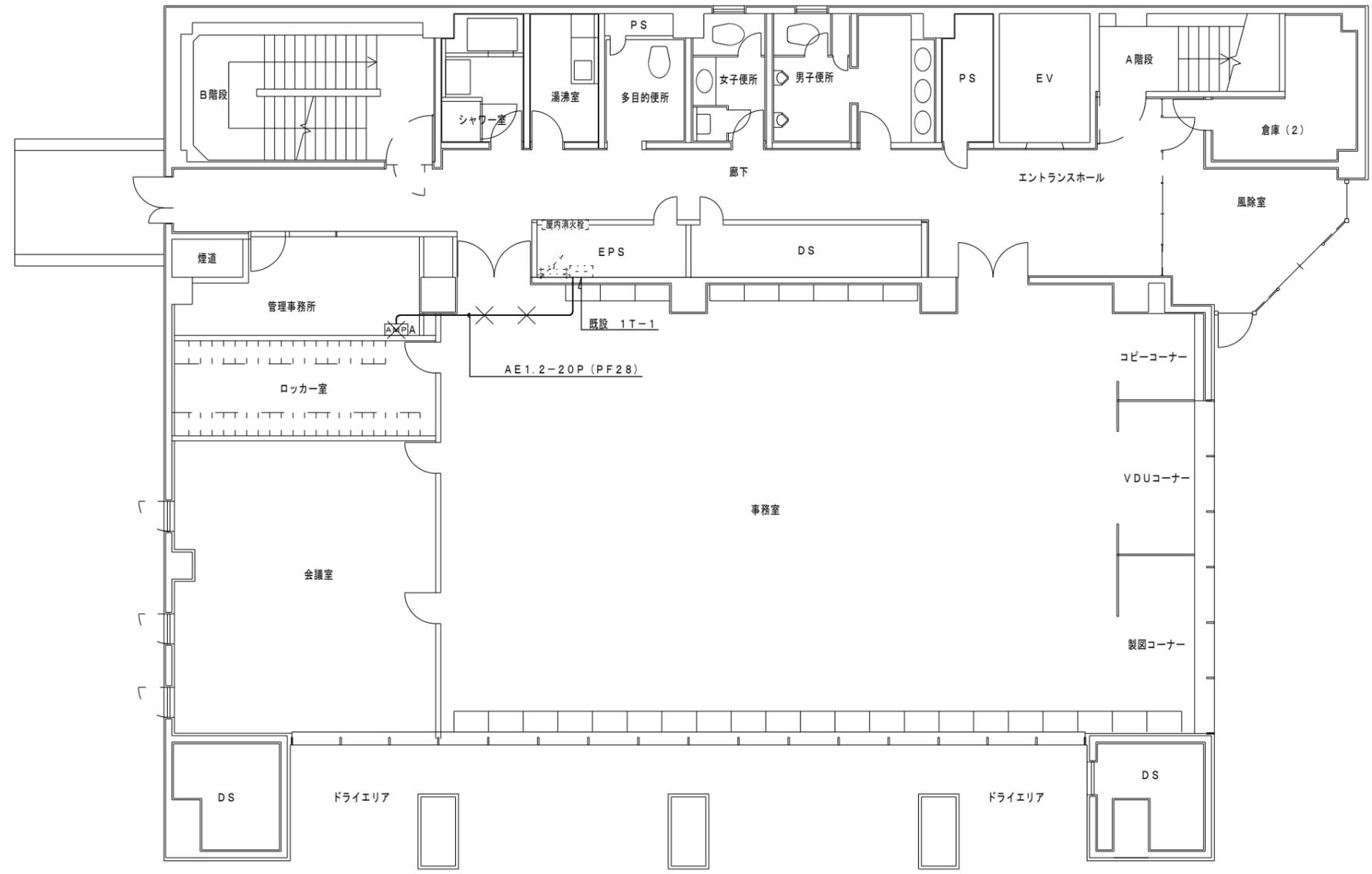
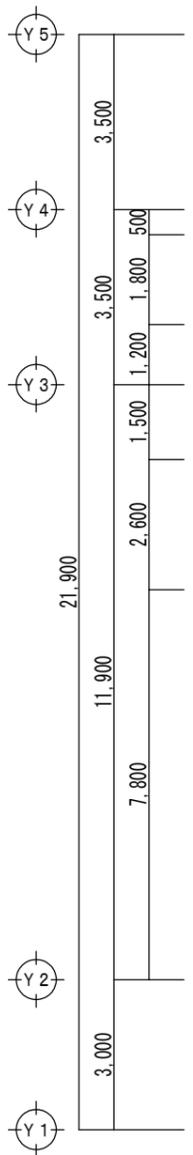
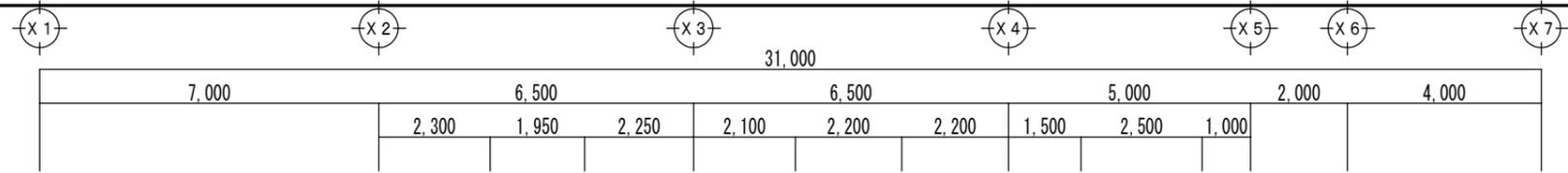


放送設備 系統図 (改修前)



放送設備 系統図 (改修後) (参考)

徳島県企業局	●工事名 R6企総管 総合管理推進センター 照明設備等改修工事	●図面番号 E-22	よしだ設備設計 吉田 佳弘 建築設備士登録番号 第15E1-0018RF号 吉田 佳弘 〒770-0051 TEL 088-633-2323 徳島県徳島市北島田町1丁目24番地 FAX 088-633-2323
	●図面名 放送設備 系統図 (改修前・改修後) (参考)	●縮尺 A3:NON A2:NON	

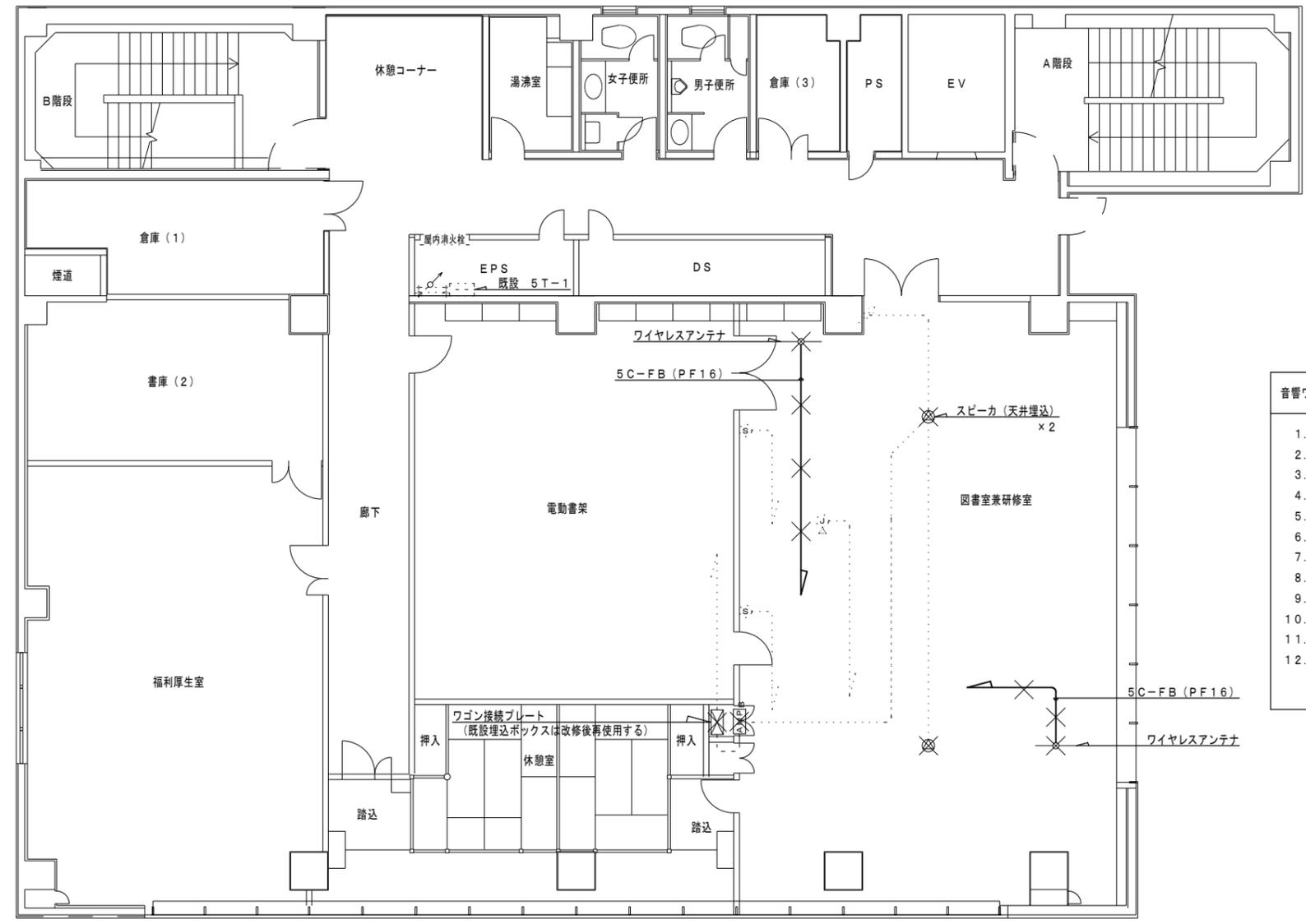
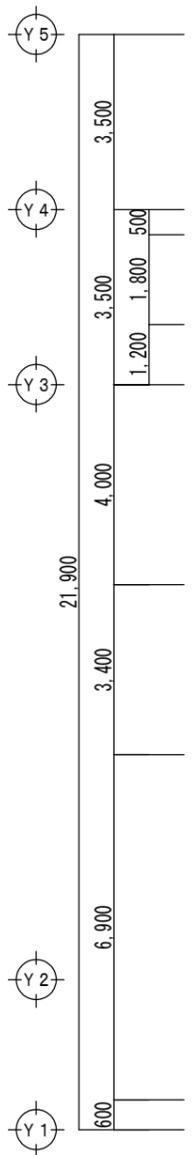
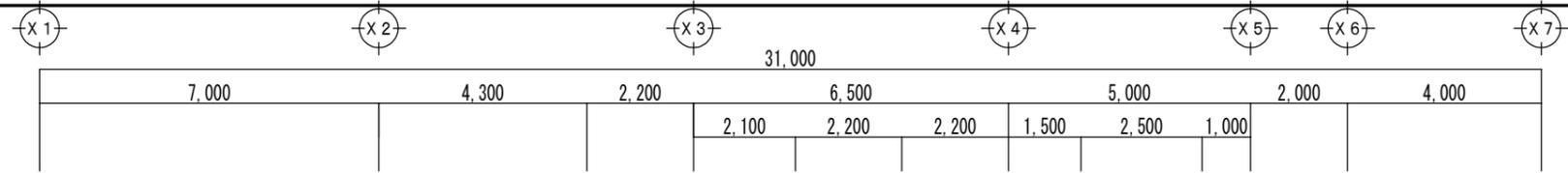


業務放送架 [AMP]A (撤去)	
1. 電源制御ユニット	WU-L60A
2. 電力増幅ユニット120W	WU-P52
3. 電力増幅ユニット120W	WU-P52
4. ミキサーユニット	WU-M60A
5. 端子盤ユニット	WU-Q55
6. モニターユニット	WU-M20
7. スピーカ選択ユニット	WK-420
8. 増設用スピーカ選択ユニット	WK-430
9. コンバーターユニット	
10. その他不要となる配線及び機器	

- 注記
1. は、既設の撤去を示す。
  2. 特記なき配線は既設を流用する。
  3. 位置ボックス及び支持金具は既設を流用する。

1階 放送設備図 (改修前) S=1/100

徳島県企業局	●工事名 R6企総管 総合管理推進センター 照明設備等改修工事	●図面番号 E-23	よしだ設備設計 吉田 佳弘 建築設備士登録番号 第15E1-0018RF号 吉田 佳弘 〒770-0051 TEL 088-633-2323 徳島県徳島市北島田町1丁目24番地 FAX 088-633-2323
	●図面名 1階 放送設備図 (改修前)	●縮尺 A3:70.7% A2:1/100	

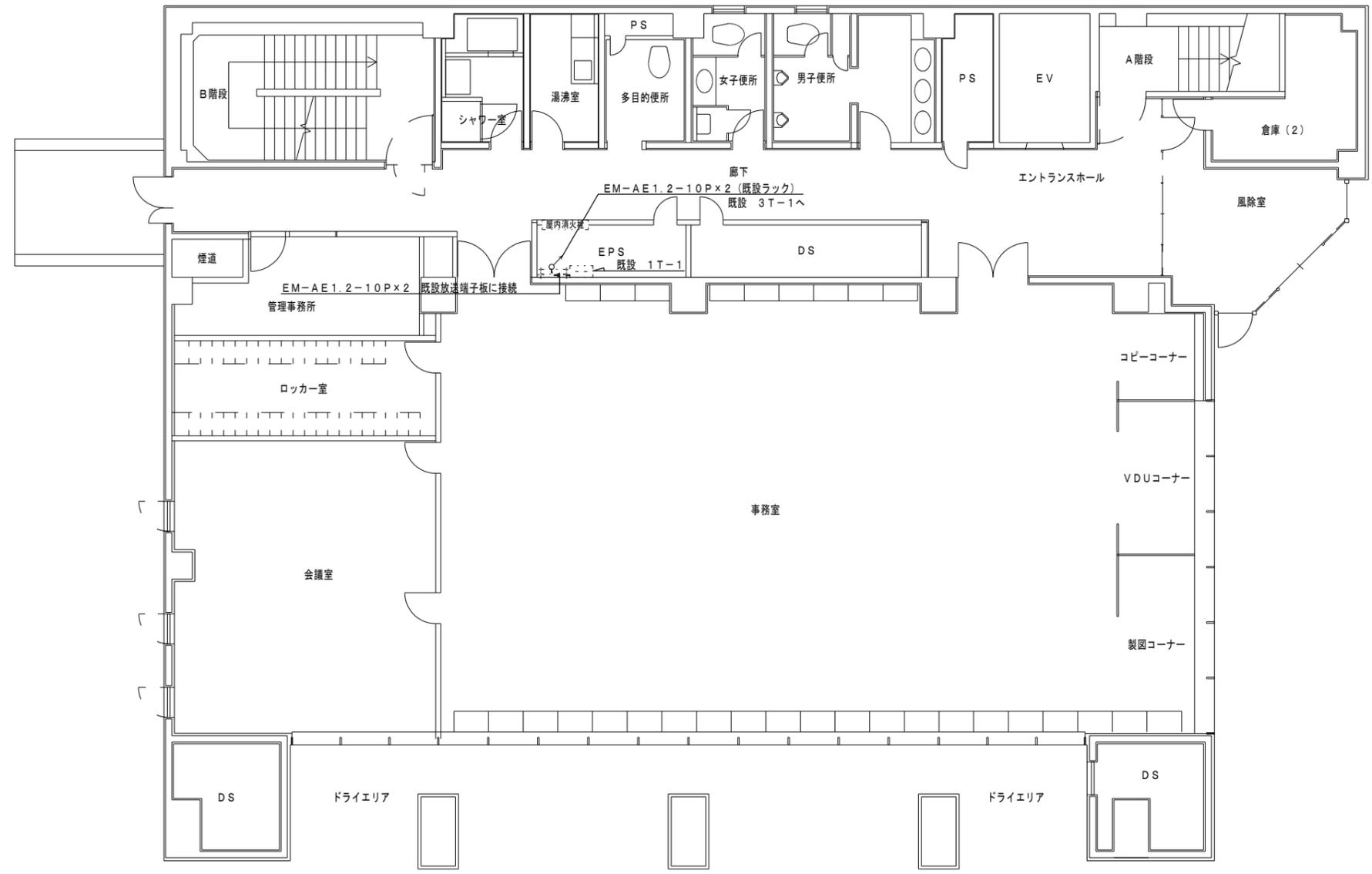
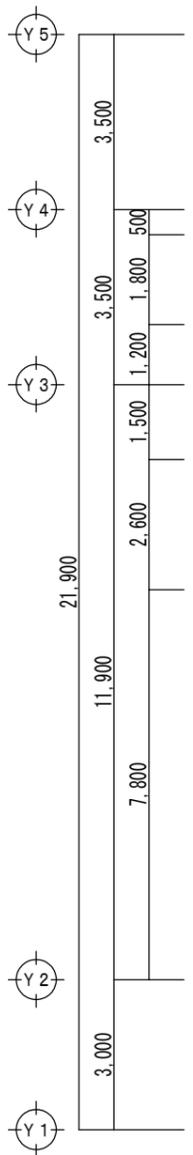
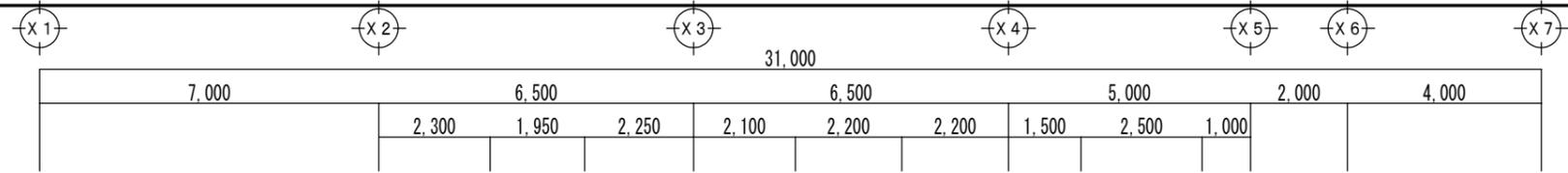


音響ワゴン	
AM	B (撤去)
1. 映像セレクター 2. オーディオミキサー 3. グラフィックイコライザー 4. グラフィックイコライザー 5. Wカセットデッキ 6. ブルーレイディスクプレイヤー 7. ビデオデッキ (VHS) 8. ワイヤレスチューナー 9. アンプ 10. 電源制御ユニット 11. ワゴン 12. その他不要となる配線及び機器	

注記  
 1. × は、既設の撤去を示す。  
 2. 図示なき既設配線はそのまま再使用する。

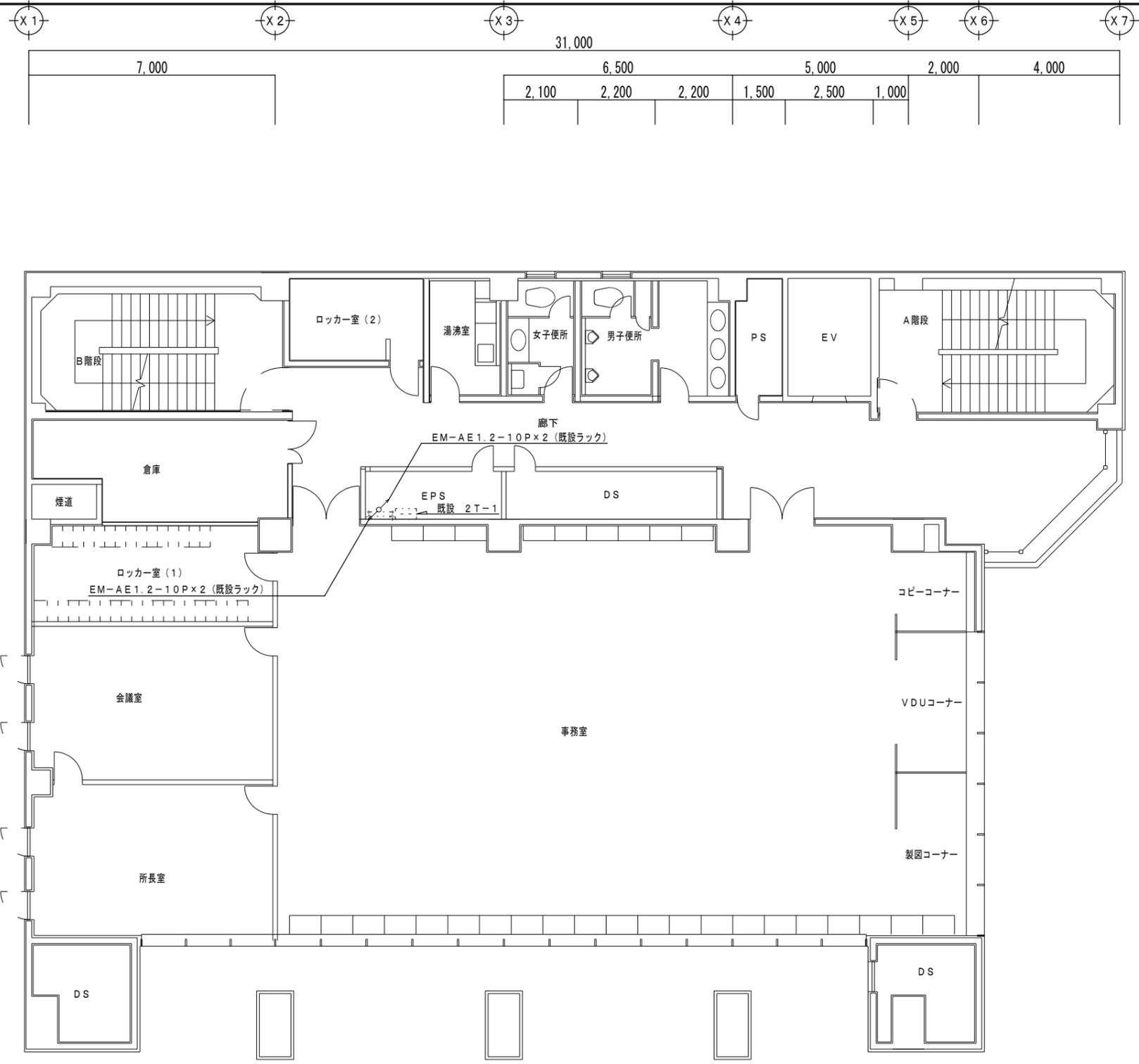
5階 放送設備図 (改修前) S=1/100

徳島県企業局	●工事名 R6企総管 総合管理推進センター 照明設備等改修工事	●図面番号 E-24	よしだ設備設計 吉田 佳弘 建築設備士登録番号 第15E1-0018RF号 吉田 佳弘 〒770-0051 TEL 088-633-2323 徳島県徳島市北島田町1丁目24番地 FAX 088-633-2323
	●図面名 5階 放送設備図 (改修前)	●縮尺 A3: 70.7% A2: 1/100	



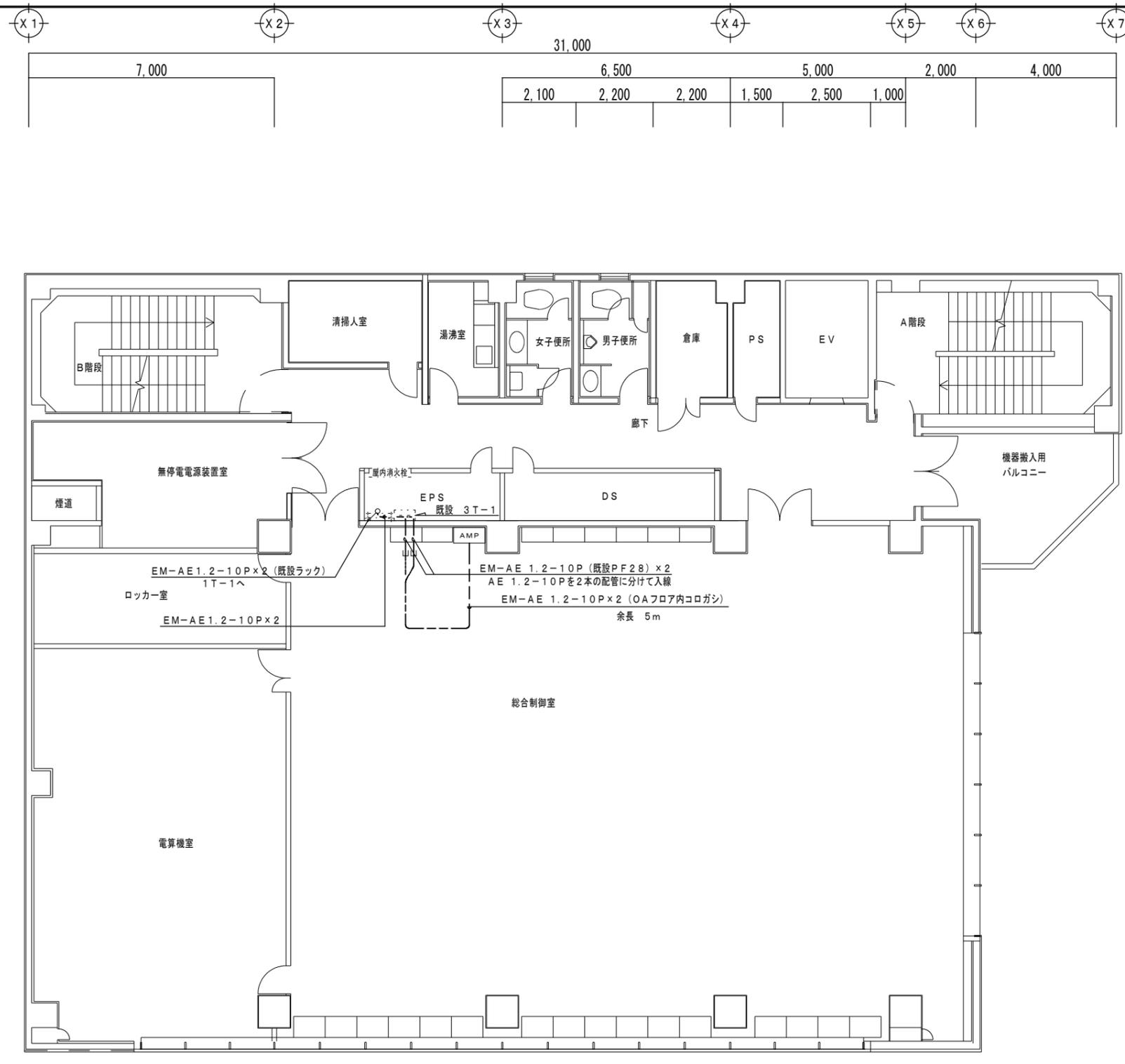
1階 放送設備図 (改修後) S=1/100

徳島県企業局	●工事名 R6企総管 総合管理推進センター 照明設備等改修工事	●図面番号 E-25	よしだ設備設計 吉田 佳弘 建築設備士登録番号 第15E1-0018RF号 吉田 佳弘 〒770-0051 徳島県徳島市北島田町1丁目24番地 TEL 088-633-2323 FAX 088-633-2323
	●図面名 1階 放送設備図 (改修後)	●縮尺 A3: 70.7% A2: 1/100	



2階 放送設備図 (改修後) S=1/100

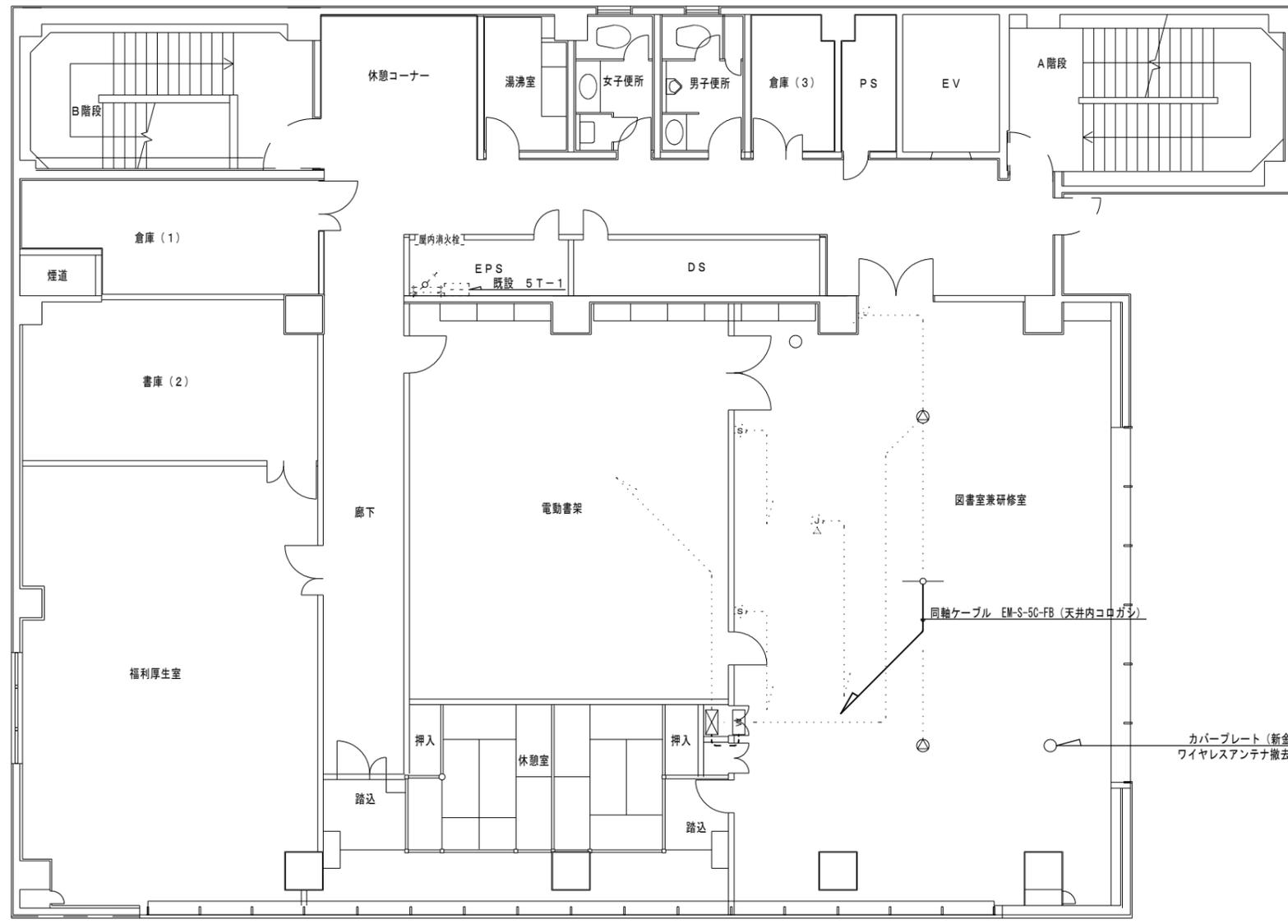
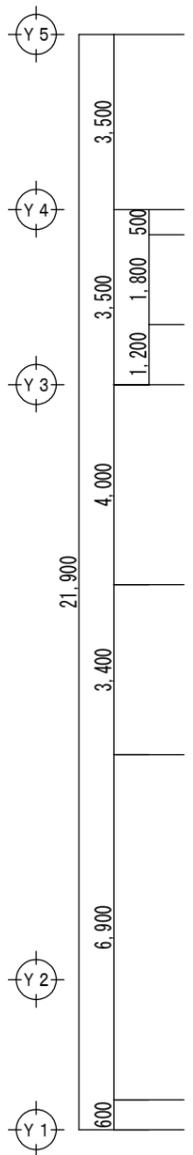
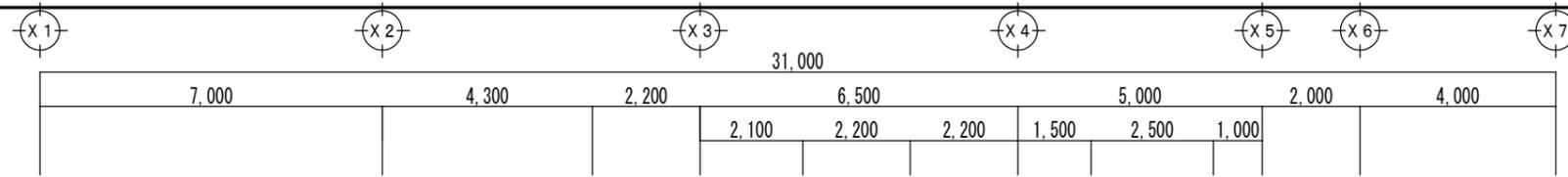
徳島県企業局	●工事名 R6企総管 総合管理推進センター 照明設備等改修工事	●図面番号 E-26	よしだ設備設計 吉田 佳弘 建築設備士登録番号 第15E1-0018RF号 吉田 佳弘
	●図面名 2階 放送設備図 (改修後)	●縮尺 A3: 70.7% A2: 1/100	〒770-0051 TEL 088-633-2323 徳島県徳島市北島田町1丁目24番地 FAX 088-633-2323



3階 放送設備図 (改修後) S=1/100

- 注記
1. 特記なき配線及び配線器具は既設を流用する。
  2. 位置ボックス及び支持金具は既設を流用する。
  3. 新設ワゴンを固定金具で固定すること。

<p>徳島県企業局</p>	<p>●工事名 R6企総管 総合管理推進センター 照明設備等改修工事</p> <p>●図面名 3階 放送設備図 (改修後)</p>	<p>●図面番号 E-27</p> <p>●縮尺 A3: 70.7% A2: 1/100</p>	<p>よしだ設備設計 吉田 佳弘</p> <p>建築設備士登録番号 第15E1-0018RF号 吉田 佳弘</p> <p>〒770-0051 徳島県徳島市北島田町1丁目24番地 TEL 088-633-2323 FAX 088-633-2323</p>
---------------	---------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

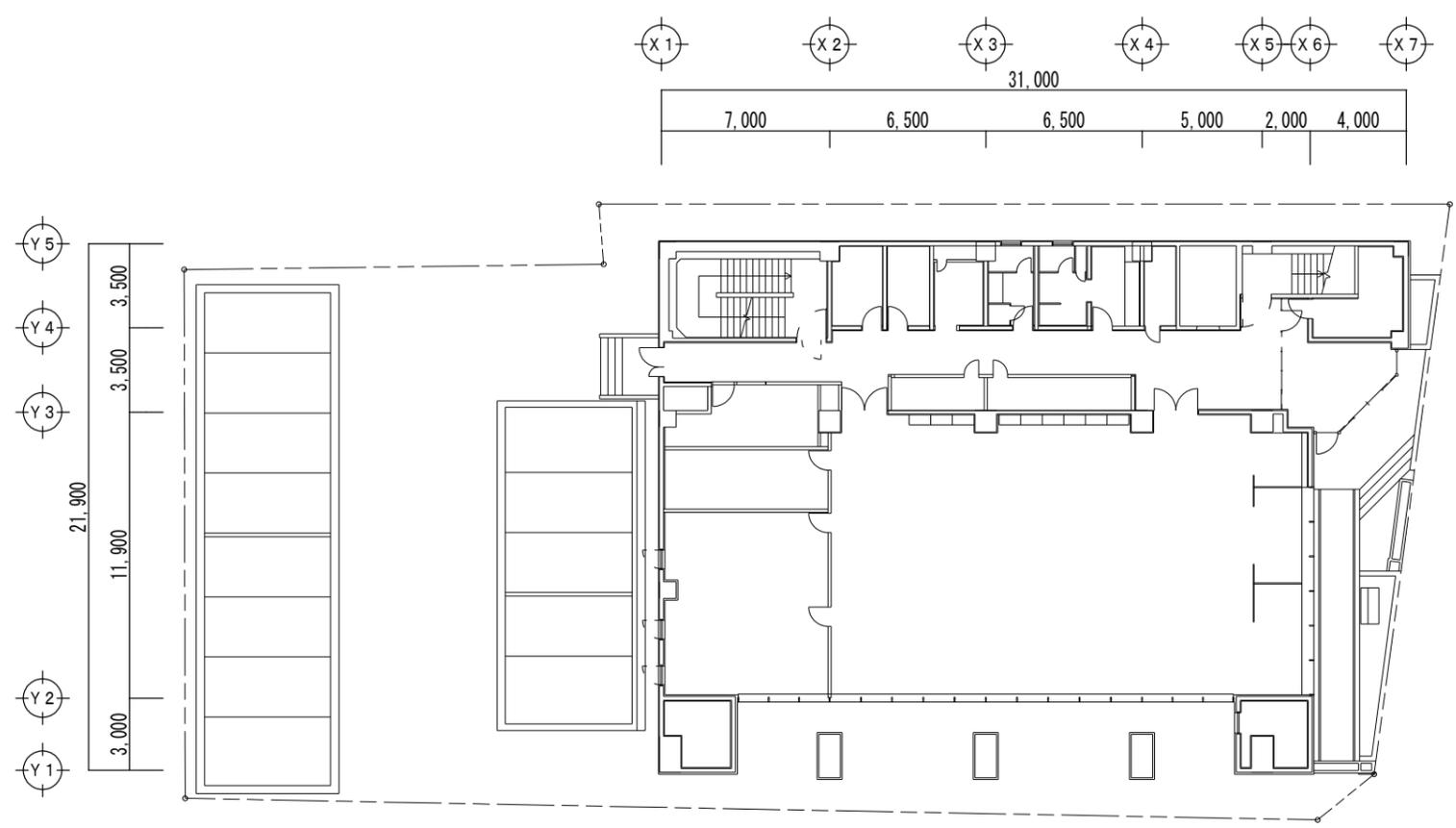


注記  
 1. 特記なき配線及び配線器具は既設を流用する。  
 3. 位置ボックス及び支持金具は既設を流用する。

5階 放送設備図 (改修後) (参考) S=1/100

徳島県企業局	●工事名 R 6企総管 総合管理推進センター 照明設備等改修工事	●図面番号 E-28	よしだ設備設計 吉田 佳弘 建築設備士登録番号 第15E1-0018RF号 吉田 佳弘
	●図面名 5階 放送設備図 (改修後) (参考)	●縮尺 A3: 70.7% A2: 1/100	〒770-0051 TEL 088-633-2323 徳島県徳島市北島田町1丁目24番地 FAX 088-633-2323





支障物件確認図 S=1/200

1. 受注者は、工事の施工箇所及び周辺にある地上地下の既設構造物について、工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから、工事着手すること。  
 地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。  
 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。

	徳島県企業局	●工事名 R 6 企総管 総合管理推進センター 照明設備等改修工事 ●図面名 支障物件確認図	●図面番号 E-30 ●縮尺 A3: 70.7% A2: 1/200	よしだ設備設計 吉田 佳弘 建築設備士登録番号 第15E1-0018RF号 吉田 佳弘 〒770-0051 徳島県徳島市北島田町1丁目24番地 TEL 088-633-2323 FAX 088-633-2323
--	--------	---------------------------------------------------------	------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------